

登録有形文化財(建造物)
岩手県公会堂保存活用計画
(素案)

令和8年 月
岩 手 県



図1：岩手県公会堂 外観（南側）



図2：岩手県公会堂 外観（南西側）



図3：岩手県公会堂 内観（21号室）



図4：岩手県公会堂 内観（大ホール）

例 言

- 1 本計画書は、岩手県盛岡市内丸 11 番 2 号に所在する「登録有形文化財（建造物） 岩手県公会堂」（岩手県所有）の保存活用計画（以下「本計画」という。）である。
- 2 本計画は、「登録有形文化財（建造物）保存活用計画策定指針」（平成 11 年 3 月、文化庁文化財保護部）及び「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」（令和 5 年 3 月、文化庁）に基づき策定した。
- 3 本計画は、文化庁の指導の下「岩手県公会堂保存活用に関する協議会」を設置し、専門家・利用者・関係機関から専門的な指導・助言を得て策定した。
- 4 本計画において使用した岩手県公会堂の施設・設備の名称の定義は、以下のとおりである。
 - ・ 令和 8 年現在で一般に貸し出している施設・設備については、公会堂条例（平成 17 年 3 月 28 日条例第 23 号）及び公会堂条例施行規則（平成 17 年 3 月 28 日規則第 13 号）に記載の名称を使用し、一般に貸し出していない施設・設備については、平成 13 年『岩手県公会堂調査報告書』で用いられた名称を使用した。
 - ・ 竣工当時に用いられていた施設・設備の名称については、平成 13 年『岩手県公会堂調査報告書』における創建時平面図の表現によるものとし、名称の全てに「旧」を付した。
 - ・ 建物のうち、大ホール、地下、塔屋を除く部分の総称については、「諸室部分」とした。

目次

第1章	計画の概要	
1	計画の策定	6
2	文化財の名称等	8
3	文化財の概要	9
4	文化財の価値	19
5	文化財保護の経緯	23
6	保護の現状と課題	24
7	計画の概要	25
第2章	保存管理計画	
1	保存管理の現状	28
2	保護の方針	33
3	施設管理について	39
4	施設修理について	40
5	資料管理について	41
第3章	環境保全計画	
1	環境保全の現状と課題	43
2	環境保全の基本方針	44
3	区域の区分と保全方針	44
4	防災上の課題	47
5	周辺樹木の管理	47
第4章	防災計画	
1	防火対策	49
2	防犯対策	52
3	防災設備について	52
4	地震対策	53
5	風水害その他対策	55
第5章	活用計画	
1	活用の現状	57
2	活用の方針	58
3	建物の活用	59
4	活用に係る整備について	63
5	実施に向けての課題	63

6 活用に向けた計画条件の整備	・ ・ ・ ・ ・ 64
第6章 保護に係る諸手続き	
1 文化庁への届出を必要とする場合	・ ・ ・ ・ ・ 67
2 文化庁への届出を必要としない場合	・ ・ ・ ・ ・ 67
3 保存活用計画の変更	・ ・ ・ ・ ・ 67
資料 保存に係る部位設定	・ ・ ・ ・ ・ 68
付録 用語、関連人物、関連建築解説	
① 岩手県公会堂の建築様式	・ ・ ・ ・ ・ 101
② 岩手県公会堂に関わった人たち（建設編）	・ ・ ・ ・ ・ 102
③ 岩手県公会堂に関わった人たち（文化・芸術編）	・ ・ ・ ・ ・ 103
④ 佐藤功一の建築	・ ・ ・ ・ ・ 104
⑤ 盛岡の近代建築	・ ・ ・ ・ ・ 105
引用参考文献	・ ・ ・ ・ ・ 106

第1章 計画の概要

1 計画の策定

(1) 策定年月

令和8年10月

(2) 作成者

岩手県、岩手県教育委員会

(岩手県文化スポーツ部文化振興課、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課)

(3) 計画期間

計画期間は、令和8年10月から5年間とする。

(4) 協議会の設置

本計画の策定に当たっては、学識経験者等による「岩手県公会堂保存活用に関する協議会」を設置し、検討を行った。

表1：協議会構成員

分類	役職	氏名
学識経験者	八戸工業大学工学部工学科建築・土木コース教授	黒坂 貴裕
学識経験者	長岡造形大学造形学部建築・環境デザイン学科准教授	津村 泰範
都市計画・建築	一般社団法人岩手県建築士会 会長	角田 直樹
都市計画・建築	(株)渡辺設計事務所 監査役 日本建築協会東北支部岩手地域会 事務局	堀 透
観光関係者	盛岡観光コンベンション協会 専務理事兼事務局長	石橋 浩幸(R7) 川目 昌竜(R8)
指定管理者	岩手県公会堂 館長	長葭 常紀
利用者代表	カメラマン	坂川 孝子
行政	盛岡市 交流推進部 文化国際課長	城守 まゆみ
行政	岩手県 文化スポーツ部 副部長	新沼 司 (R7) 熱海 淑子(R8)

(5) 計画検討の経過

令和7年度第1回岩手県公会堂保存活用に関する協議会	
日時	令和7年12月22日
場所	岩手県公会堂21号室
議題	・岩手県公会堂保存活用計画の策定について（計画概要） ・岩手県公会堂の保存活用に係る令和7年度の取組について

令和7年度第2回岩手県公会堂保存活用に関する協議会	
日時	令和8年3月26日
場所	岩手県公会堂26号室
議題	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県公会堂保存活用計画の策定について（構成案） ・岩手県公会堂の保存活用に係る令和7年度の取組結果について
令和8年度岩手県公会堂保存活用に関する協議会（現地調査会）	
日時	令和8年5月18日
場所	岩手県公会堂
見学箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県公会堂外観 ・地階から塔屋までの諸室全体 ・大ホール（内観、バックヤード、天井裏）

2 文化財の名称等

(1) 登録有形文化財の名称等

ア 官報告示の名称及び員数
岩手県公会堂 1棟

イ 登録年月日
平成18(2006)年10月18日 登録番号 第03-0061号

ウ 登録有形文化財の所在地
岩手県盛岡市内丸11番2号

(2) 登録有形文化財の構造及び形式

鉄筋コンクリート造地上2階地下1階建、建築面積1,580平方メートル、塔屋付

(3) 登録有形文化財の所有者

ア 所有者の氏名
岩手県

イ 所有者の住所
岩手県盛岡市内丸10番1号

(4) 登録有形文化財の構成

ア 構成する要素
岩手県公会堂

イ 建築年
昭和2(1927)年

ウ その他一体となって構成する物件
なし

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

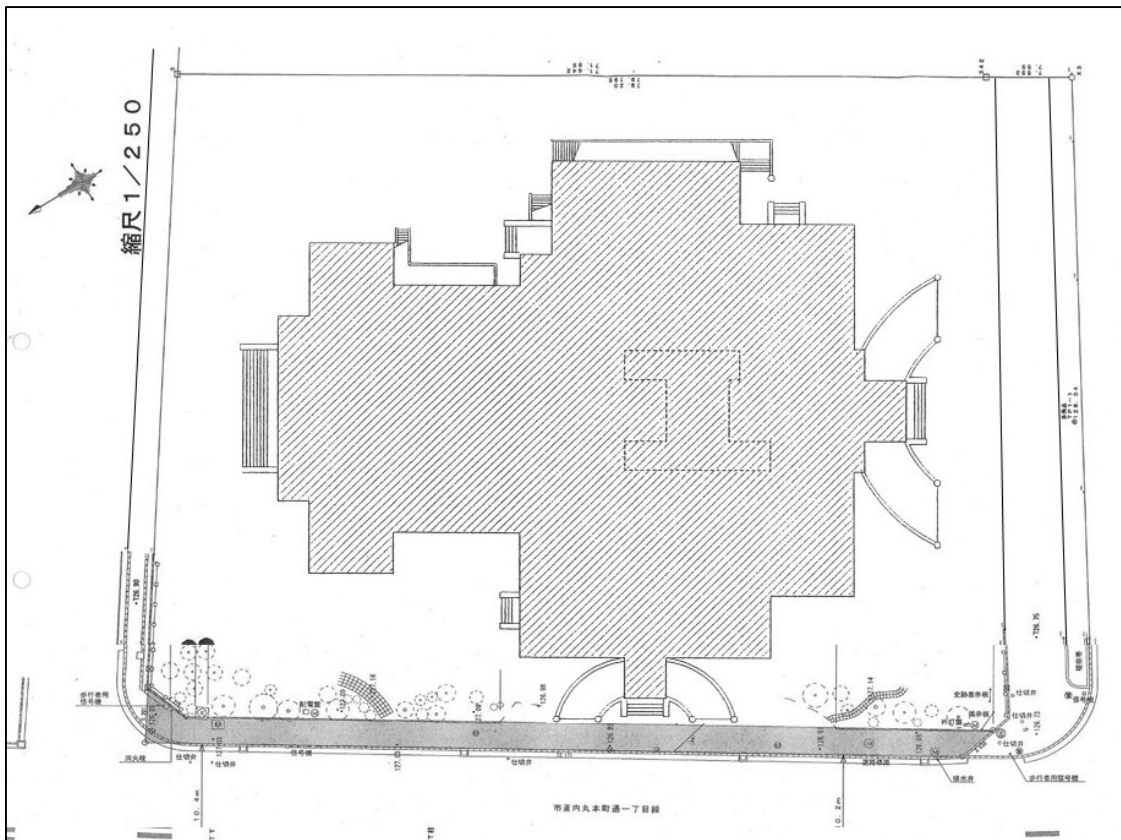


図5：敷地平面図



図6：登録有形文化財（建造物） 岩手県公会堂1棟



図7：敷地内工作物



図8：敷地内植樹

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

岩手県公会堂が所在する盛岡市は、岩手県の中央部に位置し、花巻市、八幡平市、宮古市、滝沢市、岩手郡雫石町、岩手町、葛巻町、紫波郡紫波町、矢巾町、下閉伊郡岩泉町に隣接している。

岩手県公会堂は、盛岡市の官庁街に位置し、東側に岩手県盛岡地区合同庁舎、道路を挟んで西側に岩手県庁舎が隣接している。至近には、道路を挟んで南東側に、岩手県盛岡東警察署、盛岡市役所、道路を挟んで北東側に岩手県民会館がある。岩手県公会堂から南へ 200 メートル先には盛岡城跡公園（岩手公園）があり、北東へ 500 メートル先には江戸時代に建立された寺院が集積している。

岩手県公会堂の位置する場所は、江戸時代においては盛岡城の大手先にあたり、外郭に人工の濠と土塁に囲まれ、町人地とは一線を画し、500 石以上の高知衆の邸宅や役宅があった。明治時代に入り、当該地付近は街づくりが進み、明治 4 年に盛岡城二の丸から現在の位置へ県庁が移転し、中央通が形成された。明治 36 年には県庁舎が建築され、また、明治 43 年には市役所が現在の位置に建築され、現在の形に近い官庁街が形成されていった。

岩手県公会堂が位置する箇所には、種芸場（明治 32 年に師範学校女子部へ転換。）が置かれ、大正時代に現在の盛岡地方検察庁の場所に移転するまで使用されていた。

イ 沿革

岩手県公会堂は、当時の皇太子（後の昭和天皇）の御成婚を記念して建設が企画されたものである。竣工当時発行された『御慶事記念 岩手県公会堂一覽』（岩手県）によると、大正 12 年 6 月に長内庄七郎議会議長及び県議会議員一同が当時の牛塚虎太郎知事を訪ねて建設を求め、また同日に盛岡市の北田親氏市長、大矢馬太郎市議会議長が事業実施を切望し、知事が事業推進を約束したことに始まる。

大正 12 年 7 月 3 日、翌 13 年 2 月 21 日の 2 度、県議会正副議長、参事会員、市長、市議会正副議長で会合を開き、満場一致で、県事業として県議会議事堂を包有する岩手県公会堂として建築すること、建築費は 43 万 8 千円（うち 20 万円は盛岡市の寄附）とすることとし、建設の規模、内容は知事に一任することと決定した。知事は県議会の協賛を得るため原案を作成し、大正 13 年 5 月 29 日に臨時県議会を開会し、6 月 4 日に可決された。

これにより、大正 13 年 8 月に設計図ができあがり、大正 14 年 9 月 4 日に地鎮祭、昭和 2 年 6 月 15 日に竣工となった。

竣工間もない頃においては、貴族院勅選議員の新渡戸稲造による講演（昭和 2 年 10 月 6 日：岩手日報）や、最新の電気蓄音機演奏の公開（昭和 4 年 5 月 21 日：岩手日報）など文化色豊かな催しが開催されていた。昭和 10 年代後半になると、「支那事变出征軍馬記念像」の建立や、国防婦人会開催、「郷土防衛防空必勝展」と称した催しの開催（昭和 20 年 5 月 4 日：岩手日報）など戦時下という時局に応じた用途に用い

られていた。

終戦後は、進駐したアメリカ軍による接收を経て、モデル保健所¹を始めとした行政機関の入居や、戦前に引き続いての県議会議事堂としての利用など、官庁街における公共施設としての役割を担ってきた。

その後、昭和 40 年に岩手県議会議事堂が竣工して議会機能が移転し、さらに昭和 45 年に岩手県民会館が竣工すると、地上は貸館施設、地下は食堂としての機能を持つ施設となった。しかし、不完全な冷暖房や、昭和 35 年に大ホールの大規模改修を行った結果音響が悪化した²ことも相まって、文化芸術の拠点としての役割は岩手県民会館へと徐々に移行していった。平成 29 年に食堂を運営していた岩手県公会堂多賀が閉店すると、飲食機能は無くなり、全館が貸館を中心とした施設へと変化した。

以下に、『竣工 90 周年記念 写真集 岩手県公会堂』(指定管理者希望橋グループ)に掲載の年表に基づいて沿革をまとめる。なお、同書に掲載のない項目についても、必要な事項は今般新たに掲載した。

表 2：沿革

年代	沿革	出典	
大正	12 皇太子（昭和天皇）御成婚記念で建設を計画	◎	
	13 臨時県議会で建築計画を可決	◎	
	14 着工式挙行	◎	
	15 上棟式挙行	◎	
昭和	2 落成式	◎	
	3 昭和天皇、陸軍特別大演習統監のため行幸し、岩手県公会堂に大本営設置	◎	
	15 岩手県公会堂前に「支那事変出征軍馬記念像」を建立	◎	
	19 「出征軍馬記念像」金属供出	◎	
	20	建物疎開で検漏建造物、重要施設として指定を受け、警察部が岩手県公会堂に移転	◎
		議事堂は県庁農政部へ移転、岩手県公会堂多賀は県庁警察部の地下へ移転	◎
進駐したアメリカ軍将兵用の病院として接收		◎	
22 接收解除、返還	◎		
昭和	22 地方自治法に基づく県議会を初開催	◎	

¹ 戦後、国内の衛生行政を立て直すために、GHQ が全国に設置した。

² 『岩手県公会堂を考える』147 頁では、「35 年夏には大ホールを中心に大改装を行い、照明、音響等の設備その他も近代様式に改造され（中略）しかし現在の音が悪い、外から雑音が入る、内装が暗いといった悪評の根源は、この「近代様式」で生まれたようである」と評している。

年 代	沿 革	出典	
	地下室に岩手美術研究所開設	◎	
23	3階（楽手室）に岩手県公会堂多賀喫茶店を開設	◎	
	GHQの指示で1階にモデル保健所開設	◎	
26	原敬胸像建立	◎	
27	保健所移転で1, 2階とも議事堂として使用可能になり、常任委員会室も全て岩手県公会堂内に整備	◎	
28	岩手美術研究所移転	◎	
	警察本部が地下室から移転し、後に岩手県公会堂多賀入居	◎	
	全国都道府県議会議長会議開催を機に大ホールを中心に改装	◎	
31	岩手県公会堂条例施行	■	
35	議長室・議員控室拡張のため和室取り壊し、大ホールの大規模改修	◎	
40	現県議会棟が竣工し、県議会移転	◎	
49	外壁補修	◎	
51	内部改修工事、館内壁面大改修	◎	
平成	11 第1回「岩手県公会堂を考える」シンポジウム開催	●	
	12	第1回「岩手県公会堂懇談会」を開催	◎
		第2回「岩手県公会堂を考える」シンポジウム開催	◎
	14	「岩手県公会堂懇談会」が「原則的保存」を提言	◎
	16	岩手県公会堂全面保存を決定	◎
	17	岩手県公会堂条例を全部改正した公会堂条例を施行	■
		第1期指定管理開始	◎
	18	国の有形文化財に登録	◎
	20	第2期指定管理開始	◎
	21	大ホールのホール（旧広間）、21号室の復原改修を実施	◎
	22	第3期指定管理開始	◎
	25	「岩手県公会堂と周辺の緑地と並木」が盛岡市都市景観賞を受賞	◎
	26	第4期指定管理開始	◎
29	第5期指定管理開始	◎	
	地下の岩手県公会堂多賀が閉店し、「いわて若者カフェ」 ³ がオープン	◎	
令和	1 第6期指定管理開始	■	
	4 第7期指定管理開始	■	
	7 第8期指定管理開始	■	

表2 出典：◎は『竣工90周年記念 写真集 岩手県公会堂』、●は『岩手県公会堂を考える』、■は行政文書による。

³ 若者同士の交流を促進し、若者の主体的な活動を発信する場として開設した交流活動拠点で、イベント・交流スペース、ミニスタジオなどを備える。

ウ 施設の性格

岩手県公会堂の役割として特筆されることは、陸軍特別大演習における大本営の設置⁴である。竣工翌年の昭和3年の実施であり、設計段階で既に皇族の行在所としての機能を期待されていたことから、竣工時から旧貴賓室、旧附属室和室、旧浴室が設けられていた。

一方で、岩手県公会堂には竣工当初から文化芸術の拠点及び岩手県議会議事堂をはじめとする公共施設としての機能があり、各種の会合に用いられたほか、講演会や演奏会、式典等が行われるなど、県民に開かれた存在として親しまれてきた。

昭和35年の改修により、皇族の行在所としての機能は失われたが、現在においても、各種文化芸術サークルの活動拠点としての活用や、近隣の官公庁に不足する会議室、事務室を補完する形で、会議の開催、臨時的な事務所としての長期利用など、竣工時から期待される機能を維持したまま現在に至っている。

エ 主な改造時期とその内容

(ア) 諸室部分

増減築など大きな改造は無く、全体的に当初の状態をよく留めているが、間仕切り壁には変更がある。それぞれの状況は以下のとおりである。

表3：諸室部分の改造状況

階	改造前	改造後	年代	備考
1階	旧控室	13号室、倉庫	不明	
	旧第二公会堂 参事会議室	16号、17号室	不明	
	旧傍聴人玄関	庇を残して廃止	不明	
2階	附属室日本間	特別室、22号室	昭和35年	22号室内に柱が残存
	旧県議会議場	26号室、旧傍聴席	不明	議場と旧傍聴席の間に壁を設置

壁の仕上げ材は変わっており、過去の写真に見られる壁紙仕上げが残る箇所はなく、竣工時の資料に見られる漆喰仕上げも概ね吹き付け仕上げに変更されている。天井は、諸室部分のうち貸し出している施設は復原済みの21号室を除いて全て竣工時の天井の下に後補の天井を設けている。床は、玄関のタイルに変更は無いが、諸室部分の床は変更が見られ、応接室、特別室の絨毯も更新されている。貸し出している施設の灯具は、全て後補の天井に取り付けられている。諸室部分の各部

⁴ 竣工直後に行われる陸軍特別大演習の大本営を置くために計画された公共施設としては、他に茨城県三の丸庁舎が知られ（令和7年11月11日配信：産経新聞）、県庁や公会堂などの公共施設に大本営が置かれる例が多かった。

屋のカーテンは更新されているが、建具は概ね残存している。冷暖房器具は、冷房は全て後年の設置であり、蒸気暖房は一部竣工時のものが残存している。

なお、21号室については、平成21年に竣工時に近い形で復原されている。

(イ) 大ホール

竣工時は、両脇の柱に続く梁型があり、二次曲線を描く天井であったが、昭和28年に天井全体が解体され、改修されている。

壁は、漆喰仕上げであったものが、木格子を主体とした内壁に変更されている。

窓は、竣工時から上半分ほどが塞がれている。

床は、コルク貼り⁵であったが、現在はモルタル仕上げとなっている。

座席は、竣工時の長椅子は残存しておらず、固定座席となっている。

照明、音響機器は、天井の改修に合わせて更新されており、舞台装置も更新されている。

舞台は、竣工時と比較して前方に拡大している。

大ホールの玄関に続くホールは、竣工時の天井の下に後補の天井を設けていたが、平成21年に撤去され、竣工時に近い形で復原されている。

(ウ) 地下

内装は、食堂であった岩手県公会堂多賀時代に概ね改装されている。

(エ) 塔屋

改装は行われておらず、概ね竣工時の意匠を残している。



図9：22号室内の柱



図10：26号室と旧傍聴席の間の仮設壁

⁵ 『岩手県公会堂を考える』118頁で、長椅子であった当時の大ホールの床面は、勾配になっていたとの松本源蔵氏の発言がある。

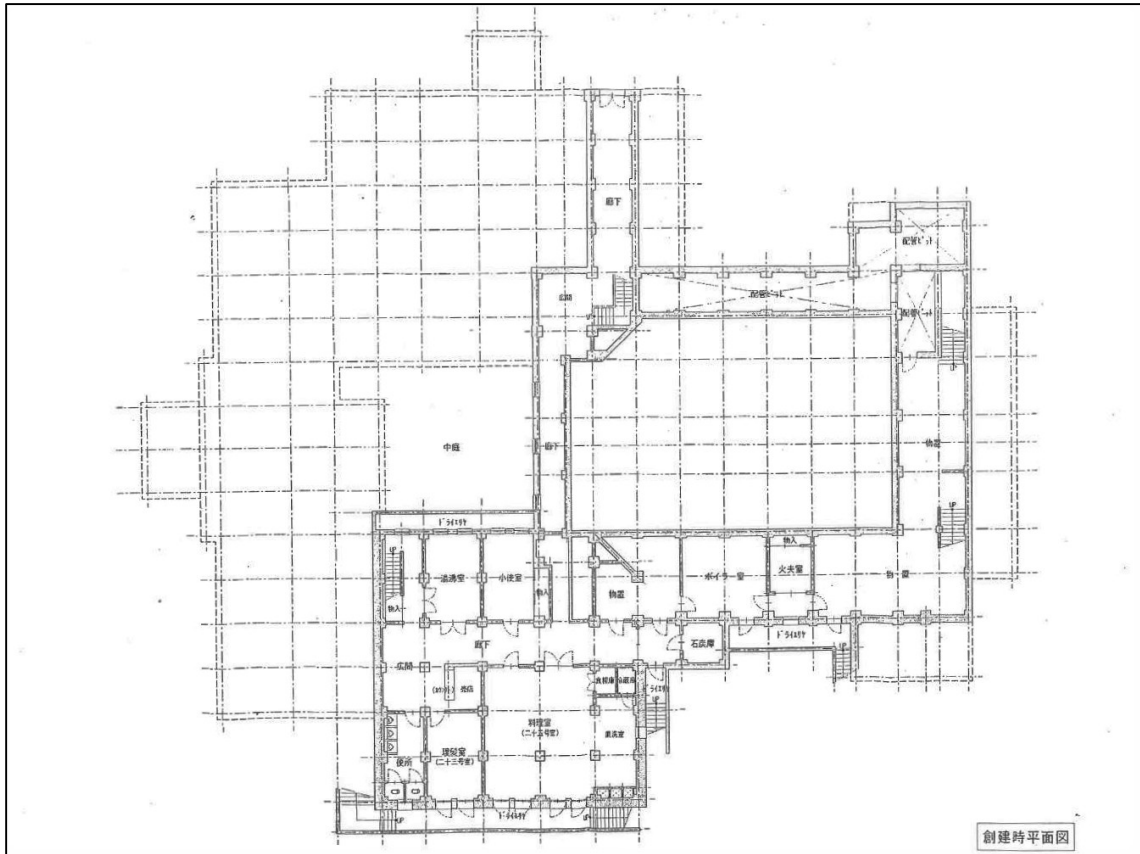


図 11：創建時の平面図（地下）

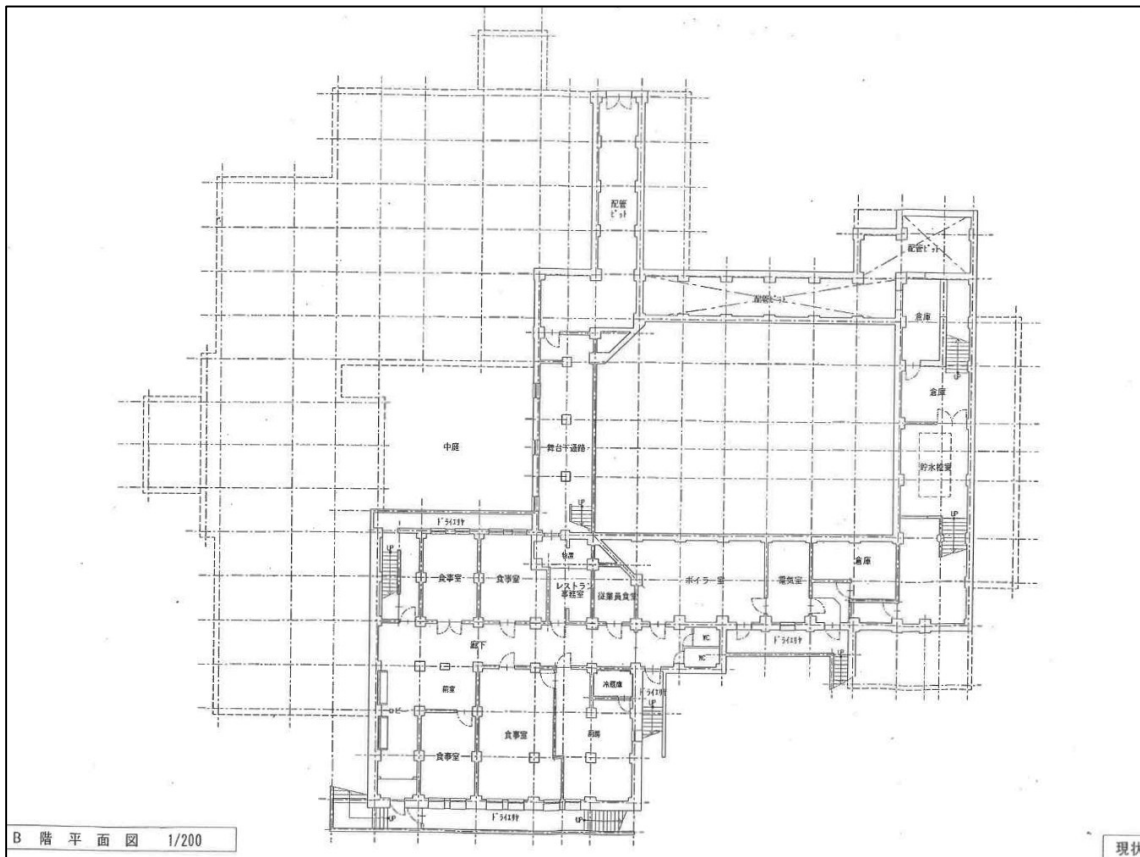


図 12：平成 13 年時点の平面図（地下）

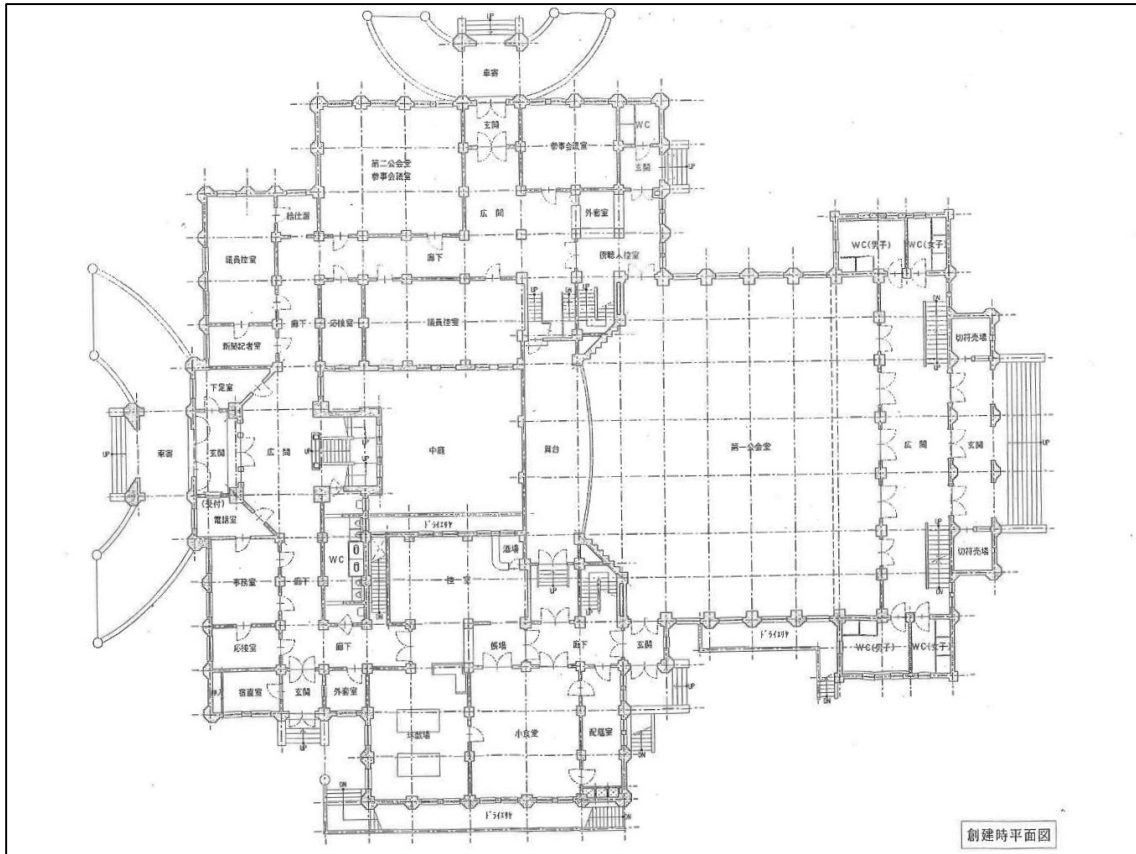


図 13：創建時の平面図（1階）

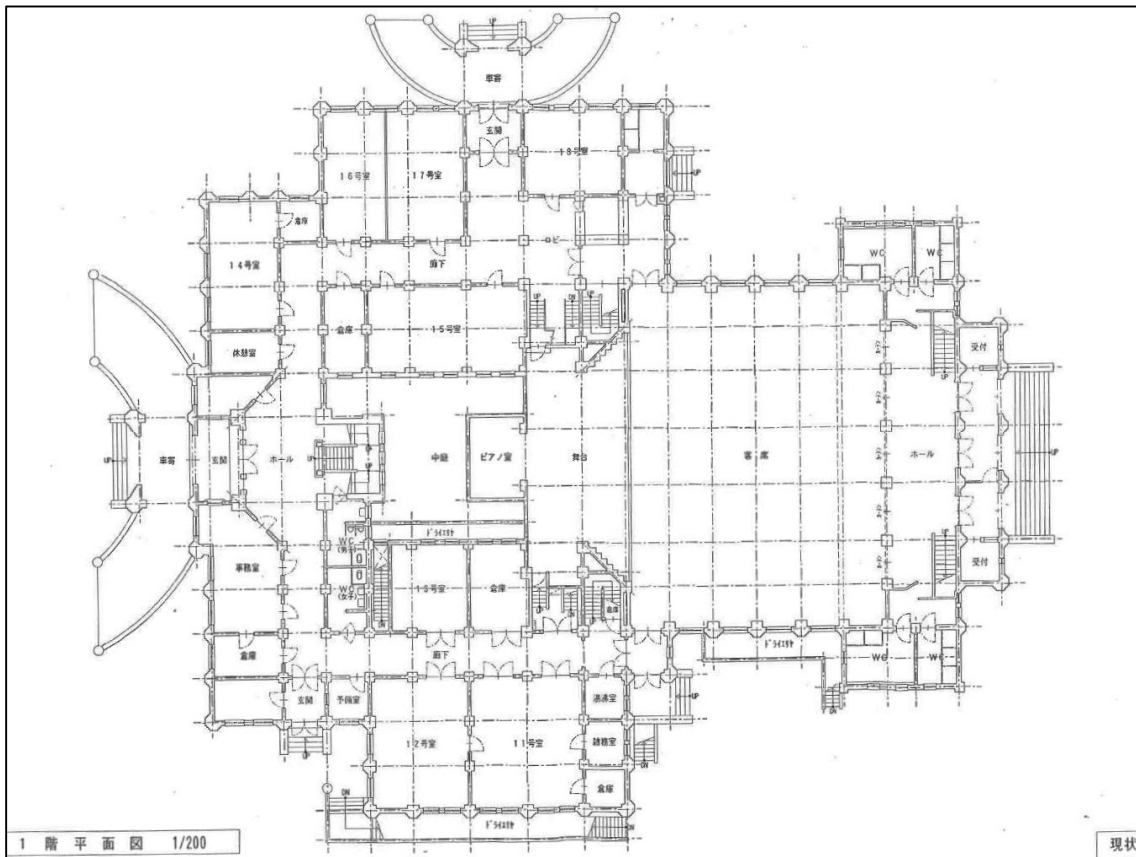


図 14：平成 13 年時点の平面図（1階）

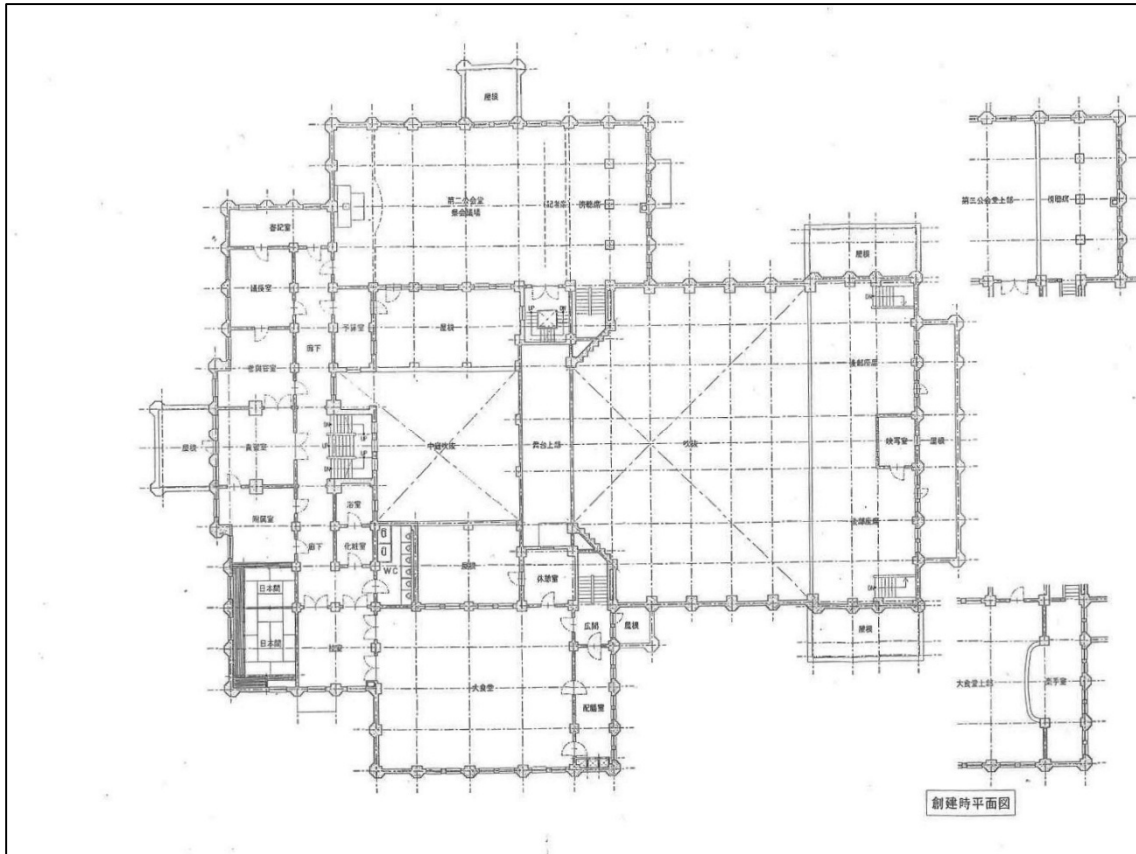


図 15：創建時の平面図（2階）

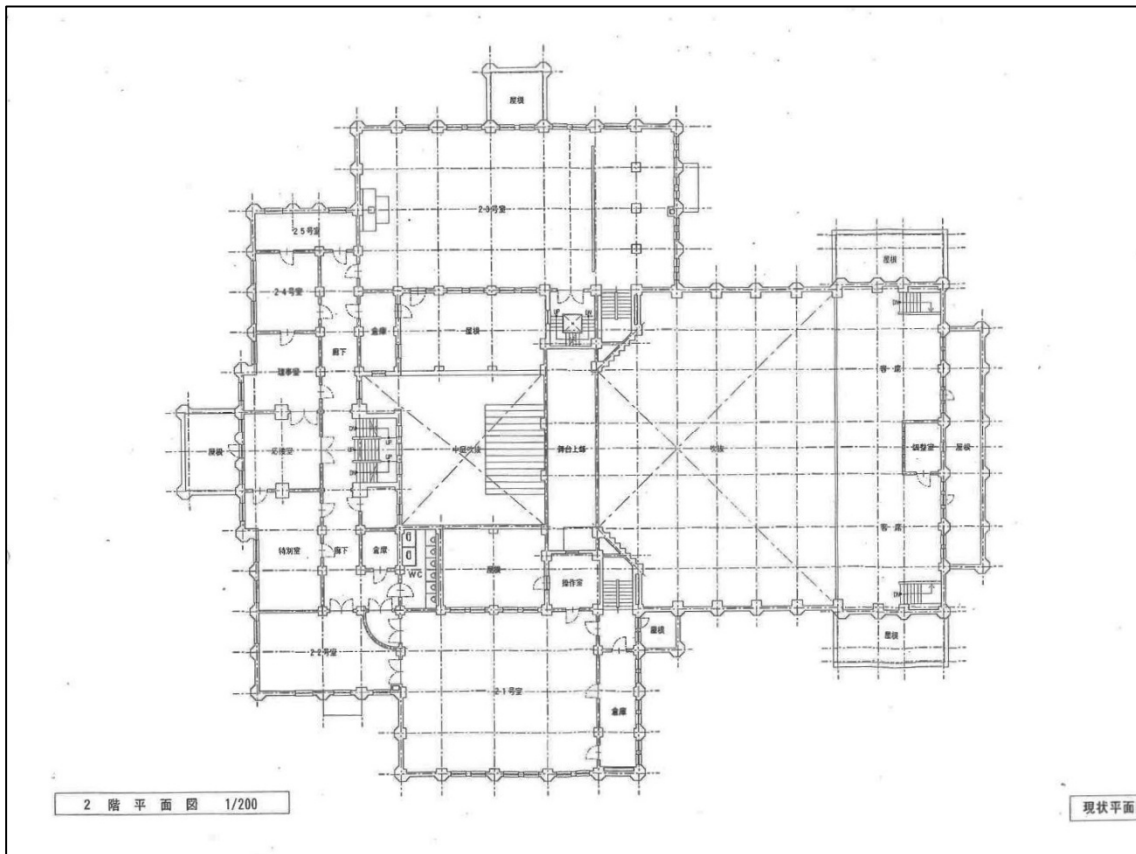


図 16：平成 13 年時点の平面図（2階）

4 文化財の価値

(1) 文化財の価値

ア 建築史的価値

以下に登録有形文化財候補物件調査報告書の所見を引用する。

岩手県公会堂は、昭和2年の開館以来、およそ80年にわたって岩手の昭和史を見つめてきた建築で、一部改修が見られるが概ね原形をとどめている。この建築の設計者は、東京の日比谷公会堂や早稲田大学大隈記念講堂の設計で知られる佐藤功一である。日比谷公会堂は昭和4年の建設であるが、岩手県公会堂の正面デザインと類似する。すなわち、どちらも塔屋を中心とした左右対称の力強く安定したファサード⁶を採用している。このようなことから岩手県公会堂は、次に設計された日比谷公会堂のデザインのベースになったことも考えられる。また、どちらも関東大震災直後の建設で耐震壁付鉄筋コンクリート構造の先駆けとしても貴重である。内部では床や腰壁の改修が目立つが、漆喰の美しいレリーフや優雅な曲線のバルコニー、テラコッタ装飾など、創建当時のアール・デコの雰囲気も残る。以上のように岩手県公会堂は岩手県の文化と歴史の殿堂として、県民に長年親しまれてきただけでなく、近代建築としても重要な遺構であるといえる。

イ 歴史的価値

昭和2年から現在まで100年近く使われてきた公共建築である。食堂としての機能や、皇族の行在所としての機能は失いつつも、現在に至るまで、文化芸術の拠点、県や市の行政機関による利用など、竣工時からの社会的要請を現在までまっとうしてきた。

平成に入り、利用率の低下や老朽化等に起因する建物存続に係る議論が起こり、県では平成12年に「岩手県公会堂懇談会」を設置して岩手県公会堂の今後の在り方について検討を行った。懇談会においては、大ホールの解体等も含めて検討されたものの、この議論によって県民の間で岩手県公会堂に関する保存活用の機運が高まったことを受け、県においては施設の全面的保存を図る方針を定め、現在まで維持・管理されている。

ウ 地域の文化資源としての価値

内丸地区の官庁街を形成する建造物のうち、岩手医科大学1号館（旧岩手病院：大正15年竣工）とともに地区内に戦前から残る貴重な建築物であり、公共の施設では唯一のものである。このことから付近の歴史的風致の形成に重要な役割を果たしている。

また、中央通に面して豊かな植栽がある公共施設としても唯一のものであり、都市景観や県民の憩いの場として重要な役割を果たしている。

⁶ 建築物正面からの外観及びそのデザインのこと

エ 観光・その他の価値

盛岡の近代化を物語るレトロな観光スポットとして、重要文化財に指定されている岩手銀行赤レンガ館、もりおか啄木・賢治青春館、盛岡市景観重要建造物である盛岡信用金庫本店、旧石井県令邸などとともに、県民に親しまれている。

(2) 岩手県公会堂の建築的特徴

建物については建設当初の状態を概ね良好に残している。ここでは、それらの外観及び内部の建築的特徴を整理する。基本的には現状について記すが、改造により失われているものについても適宜触れる。

ア 外観

- ・ 『岩手県公会堂調査報告書』によれば、建築様式はネオゴシックである。
- ・ 建物は、中央通に直行して建ち、塔を中心とした左右対称（シンメトリー）の構成で、力強く安定したデザインとなっている。
- ・ 外壁は、素朴な黄褐色のスクラッチタイルを使って柱型として垂直性を強調しつつ、柱の間を白色人造石研出の帯で水平方向をまとめている。
- ・ 柱の間の壁や庇の肘木にはテラコッタのレリーフを配しており、装飾性を高めている。特に旧傍聴人玄関の庇を支える肘木のレリーフは、精巧な左官仕上げを間近に確認することができる。現在残っている箇所以外にもレリーフがあったものと推測される。
- ・ 屋上のうち、南側の一段低い部分は、屋上庭園として活用されたことから、それ以外の部分よりも高いパラペットとなっており、装飾性と実用性を兼ね備えている。21号室、26号室屋上は排水のために傾斜があるが、南側には傾斜が無く、活用の利便性を高めている。



図 17：正面



図 18：柱型



図 19：外壁のレリーフ



図 20：旧傍聴人玄関（外観）

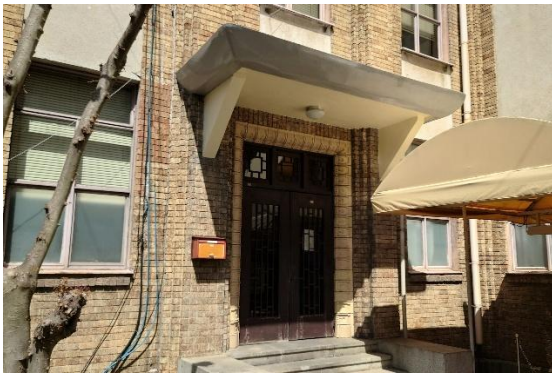


図 21：旧多賀側玄関



図 22：26号室屋上

イ 内部

(ア) 諸室部分

- ・ 岩手県議会議事堂や議員控室、食堂、皇族の行在所として利用された。
- ・ 各部屋とも天井は折上天井であり、議事堂であった26号室、大食堂であった21号室は台形状の天井を更に2段に折り上げた形状となっていた。
- ・ 壁は、ウィリアムモリスの壁紙仕上げであった。
- ・ 照明は、過去の写真により21号室は丸型のボンボリ状の照明器具が下がっていることが分かる。また、正面玄関・議事堂玄関・多賀側玄関の天井直付灯、議事堂玄関・正面玄関のバルコニー笠木付灯、2階旧配膳室の天井直付灯、傍聴席の天井直付灯が創建時のものが残されていると推測される。
- ・ 廊下は、要所にアーチ構造があり、各所に蛇紋岩、大理石による装飾がある。

(イ) 大ホール

- ・ 竣工当時から、各種催事の会場、映画の上映などが行われてきた。
- ・ 全体で15m四方に近い大空間で、鉄筋コンクリート造の躯体の下に天井を張っており、天井は、当初は二次曲面の折上天井であった。
- ・ 舞台のプロセニウムにはテラコッタ製のレリーフが配され、舞台を飾っている。
- ・ 過去の写真によれば、内部の柱の間や2階席前面にもテラコッタ製のレリーフ

が配されていたが、現在は確認できない。

- ・ ホールは、床はタイル貼りで市松模様となっておりアーチ型の天井が漆喰仕上げのレリーフにより飾られている。
- ・ 照明は、過去の写真により 21 号室同様に丸型のボンボリ状の照明器具が下がっていたことが分かる。

(ウ) 地下

- ・ 戦後に食堂として活用された空間であるが、当初からドライエリアに面した窓により、閉塞感を感じさせない設計となっている。
- ・ 戦前は売店や理髪室のほか、大部分を厨房として活用していたようだが、戦後は全体を食堂である岩手県公会堂多賀として活用したことから、改造部分が多いと考えられる。

(エ) 塔屋

- ・ 床・壁・天井には内装や装飾がないものの、真鍮製の手すりが残存している。竣工時は屋上への立ち入りも可能であったことを考慮すれば、一般利用者の立ち入りも可能であったと推測される。



図 23 : 26 号室



図 24 : 21 号室 (昭和期撮影)



図 25 : 大ホール (昭和期撮影)

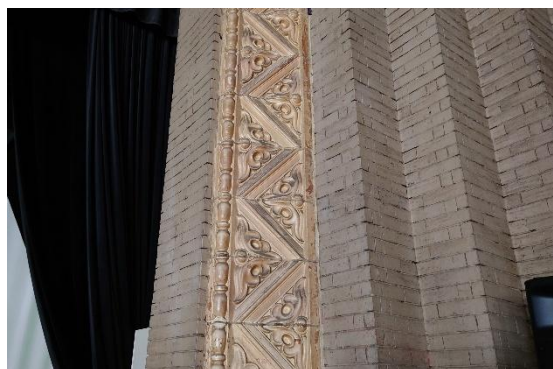


図 26 : 大ホール舞台上のレリーフ



図 27：大ホール入口ホール



図 28：若者カフェ



図 29：厨房



図 30：塔屋階段

5 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

ア 文化財登録前の履歴

表 4：文化財登録前の履歴

年 度	箇 所	種 類	内 容
	2		竣工
昭 和	28	大ホール	保存修理 大ホール大規模改修工事 (現在の大ホールの姿へ改修)
	35	22号室、 応接室	保存修理 2階に設置していた和室の取り壊し、間取りの 変更
	49	外壁	保存修理 外壁補修
	51	屋内	防災 岩手県公会堂自動火災報知設備新設工事
	52	屋内	保存修理 岩手県公会堂内壁改修工事
平 成	10	屋内	環境保全 展示総合案内板、誘導版設置 正面玄関改修工事

イ 文化財登録後の履歴

表 5：文化財登録後の履歴

年 度	箇 所	種 類	内 容
平成	21	大ホール	保存修理 岩手県公会堂大ホール等改修工事 (塔屋の補強、大ホール吊物、防水等)
令和	3	西側玄関	環境保全 西口スロープ改修工事
	5	屋上	保存修理 屋上防水シート補修工事及び雨水排水管凍結防止用電熱線設置工事

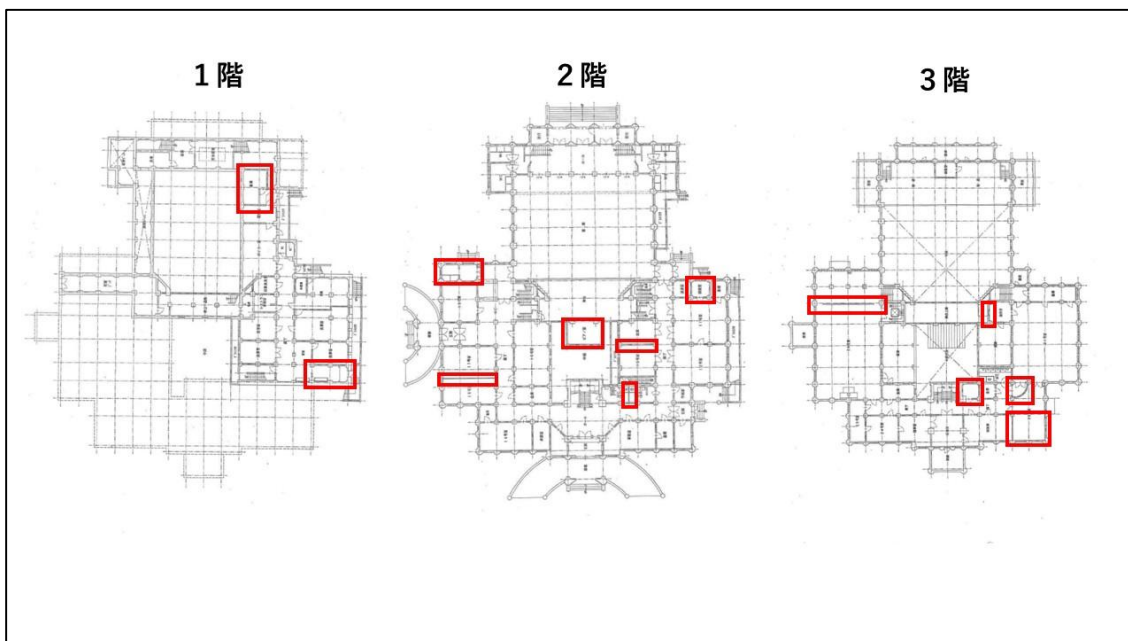


図 31：改変箇所

(2) 活用履歴

大ホールは一貫して、催事スペースとして活用されてきた。

諸室部分は、昭和 40 年まで岩手県議会議事堂として活用され、その後は貸館施設として活用されてきた。登録有形文化財に登録された後も活用を継続している。

6 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

岩手県公会堂は、登録前の平成 2 年及び平成 10 年に建物調査を実施しており、耐震性能の問題は無いこと、基礎の異常沈下等は認められないこと、鉄筋の錆は認められないこと、大ホール等の鉄骨は概ね正常で建築物の保存上大きな問題が無いことを確認している。

登録有形文化財への登録に先立って、県では、平成 16 年に『岩手県公会堂調査報告

書』を作成し、部屋ごとに創建時の残存状態の調査が行われている。

改修・修繕については、登録後の平成 21 年に、塔屋補強、21 号室の復原、大ホールのホールの復原、屋上の防水工事など大規模修繕を行った。以後毎年、数か所ずつ小規模な修繕を実施している状況であるが、平成 21 年以降、外壁や躯体に係る改修・修繕を実施していない。

また、令和 5 年度に実施した「岩手県公会堂大ホール多目的ホール化基本設計・調査」における構造調査の結果によると、大ホールは吊り天井落下防止策が求められるとされており、補強や改修など、対応の必要性が高まっている。

(2) 活用の現状と課題

諸室部分は、音響が悪い部屋があること、バリアフリーについても、1 階は玄関・多目的トイレにスロープが設置されているものの、2 階への移動は階段のみであり、県民の利便性に配慮した設備が整っていないといった課題がある。

大ホールは、冷房が未整備であるほか、暖房も著しく機能していない。このため、8 月、1 月を中心に原則一般利用を制限せざるを得ない状況にあり、利用率向上には、空調の設備は必要不可欠である。バリアフリーについても大ホール入口にスロープがないほか、2 階への移動も階段のみとなっている。

7 計画の概要

(1) 計画地域

所在する盛岡市内丸 11 番 2 号を計画区域とする。なお、県有地としては一筆の土地に含まれるが、盛岡市に使用許可を出している岩手県公会堂西側の歩道部分の土地は、今後も継続して歩道として利用するため、本計画には含まない。

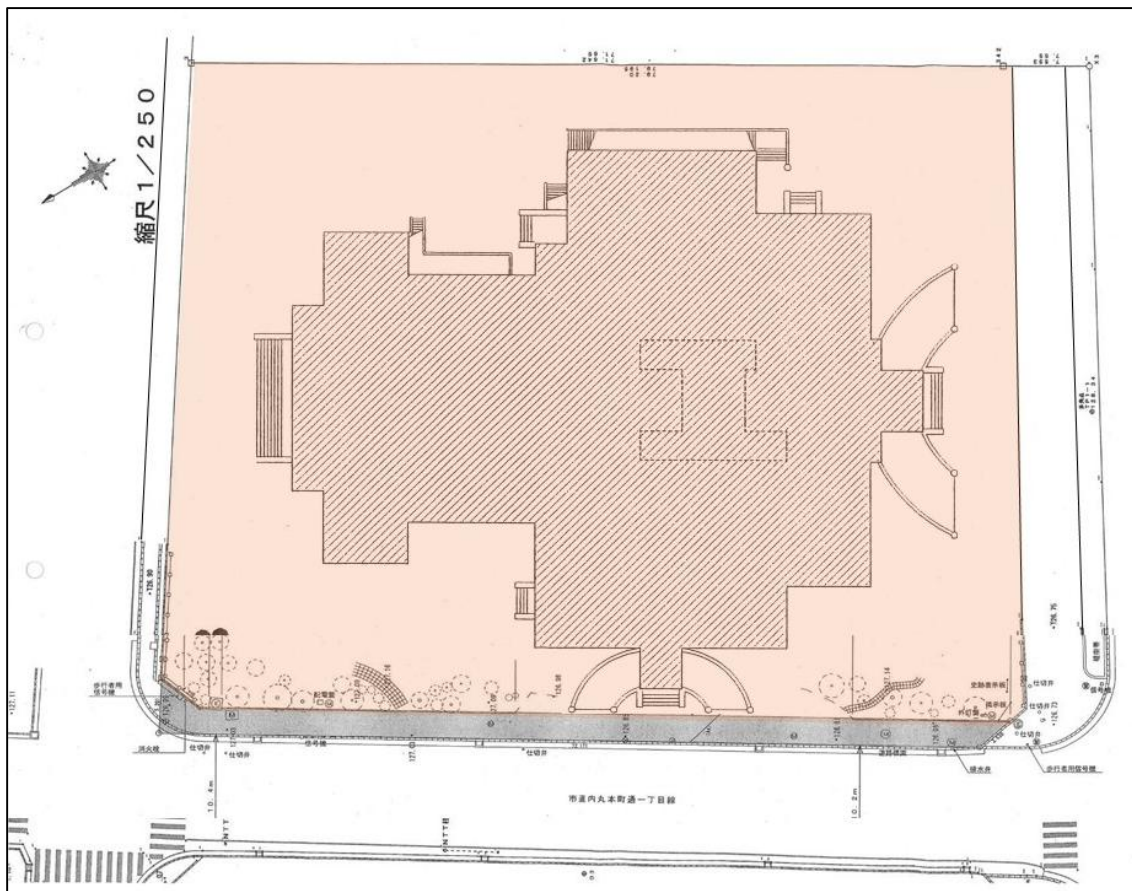


図 32：敷地概略図

(2) 計画の目的

岩手県公会堂は、岩手県の文化芸術の殿堂として建設され、以後 100 年にわたって県民に親しまれてきた本県の貴重な文化財である。その文化財を保存し、その価値を後世に伝えるため一層の活用を図る必要がある。このため、文化財の保存管理と適切な活用の両立を目指すことを計画策定の目的とする。

(3) 基本方針

現在の使用方法を維持し、貸館としての活用を引き続き行う。

その上で、文化財保存を図るため、その価値を伝えるための拠点としての整備を行う。

(4) 計画の概要

本計画では次の 4 つの項目について定める。

ア 保存管理

管理方法と保護の方針について第 2 章において定める。

イ 環境保全

敷地内の良好な環境の維持に向けた今後の維持の方針について第 3 章において定

める。

ウ 防災

災害への予防と対応の方針、防災機器の設置の検討、災害時の対処方針について第4章において定める。

エ 公開活用

活用方針、活用方法、必要な施設整備について第5章において定める。

(5) 計画を実施する上で留意すべき事項

本計画を実施する上で、岩手県公会堂の周辺に立地する施設及び各施設の今後の状況を注視し、岩手県公会堂に影響のある計画については、文化財の保護をと利用者の安全を優先した対応を取ることとする。

表6：岩手県公会堂の周辺施設の再編計画等

施設名	住所	所管する機関	再編等の計画
岩手県庁	内丸10番1号	岩手県総務部管財課	令和10年度以降に再整備を行う検討を実施中
岩手県盛岡地区 合同庁舎	内丸11番1号	岩手県総務部管財課	
盛岡市役所	内丸12番2号	盛岡市総務部管財課	令和14年度以降の再整備を検討中
岩手県警察盛岡 東警察署	内丸3番3号	岩手県警察本部警務 部警務課	
岩手県民会館 (トーサイ・ク ラシックホー ル)	内丸13番1号	岩手県文化スポーツ 部文化振興課	
岩手医科大学内 丸キャンパス	内丸19番1号 ほか	学校法人岩手医科大 学	内丸メディカルセンター外 来棟での診療を令和8年3 月に終了し、その後の利活 用について検討中

第2章 保存管理計画

1 保存管理の現状

(1) 保存状況

岩手県公会堂は、全体として劣化が進行しており、外部内部ともに傷みが出ている箇所がある。

ア 外部

建物外壁が全体的に劣化している。スクラッチタイルの剥離が発生しているほか、建物西側出入口左側の外壁の膨張が確認されており、大規模な剥落の可能性がある。

スクラッチタイルの目地に割れがあり、手が届く範囲においては、シリコン等の防水材で覆って応急的な対応をしているものの、壁面全体への対応には至っていない状況である。

屋上は、ウレタン防水としており、定期的な塗り替えを実施していることから、屋上からの雨漏りは現状確認されていない。また、パラペット上部の笠木についても一部に錆が見られることから、定期的な塗り替えを実施している。排水溝については、以前に凍結による「すが漏り⁷」が確認されたことから、ドレンヒーターで凍結を防止する対応を取っている。

庇部分については、一部はウレタン防水を施工しているものの、応急的な対応にとどまっている。3箇所ある小型出入口の庇、特に旧傍聴人玄関庇は、表面の防水が効いておらず、庇の内部に雨水が進入し、モルタルの剥離による鉄筋の露出を引き起こしている。今後処置をしない場合は、崩壊の可能性がある。

大ホール入口のテラコッタは、冬季の凍結などが作用して、円形の剥離が発生している箇所があり、今後も進行する可能性がある。

正面入口の庇に設置している電灯は、パネルが内側に倒れ、機能していない状況である。



図 33：外壁部分のひび割れ

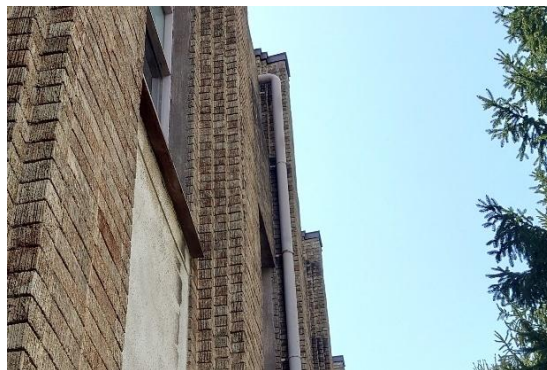


図 34：外壁部分のふくらみ

⁷ 屋根に積もった雪や氷が溶けて水となり、屋上や外壁の隙間から室内に浸入すること。



図 35：旧傍聴人玄関庇の破損状況



図 36：正面入口の庇の電灯の破損状況

イ 内部

(ア) 諸室部分

室内については、建物2階の諸室の一部で雨漏りが生じている。また、全体的な劣化により、各所に破損が生じているほか、開閉に支障が生じている窓や扉が散見される。塗装については、天井の漆喰塗装を中心に剥離が進行している箇所があり、26号室旧傍聴席などでは、剥落した塗装が床面に散乱している。暖房器具については、一部の部屋で水漏れが生じている。

内観については、通常貸し出している各部屋のほぼ全てにおいて、竣工時に設けられた漆喰塗折上天井の下に新たに天井が設置されており、本来の内観ではなくなっている。

また、26号室旧傍聴席、旧記者席は仮設ボードで覆われている状況にある。



図 37：漆喰の散乱状況



図 38：暖房の破損状況

(イ) 大ホール

令和5年度に実施した「岩手県公会堂大ホール多目的ホール化基本設計・調査」により、吊り天井が木造で、釘等を用いて作られた引き抜きに弱い構造であることが判明した。

床面は、ひび割れが多く発生しているほか、撤去した座席の基礎等が露出しており、利用者の転倒を招くなど安全性に支障が生じている。また、大ホール東西の地下構造物がある区域と中央の土間コンクリート部分では床に若干の段差が生じており、土間コンクリート部分が沈下していることが想定される。舞台前面の排水溝は、中央部のコンクリートが破損し、排水が直接床下の地面に流れるようになっており、基礎への影響が懸念される。

座席は、老朽化が進行し、長時間の着席に耐えがたい状況となっているほか、床面との接地部が不安定であり、転倒などの危険性がある。舞台関係の機器については、照明機器が損傷しており、舞台照明の調光ができない状況である。舞台上のぶどう棚については、躯体への設置方法が不明であり、強度不足が懸念される。



図 39：舞台正面の排水溝の破損状況



図 40：大ホール床面の段差



図 41：舞台上のぶどう棚



図 42：座席の固定状況

(ウ) 地下

現在、使用されていない施設（1階との階段・厨房）は経年劣化が進行し、床材や壁材の剥離が見られる。

後設かつ現在使用していない機器類は、岩手県公会堂多賀の閉店後、設置した際の構造などが不明となっており、改修、撤去にあたっては調査が必要である。

(エ) 塔屋

内壁に若干のひび割れ、水漏れが生じている箇所がある。上部の窓ガラスにひび割れがあり、地震等の災害時に落下が懸念される。



図 43：地下と 1 階屋内をつなぐ階段



図 44：旧厨房



図 45：塔屋の水漏れ箇所



図 46：塔屋窓の破損状況

(2) 管理状況

昭和 60 年から平成 16 年までは財団法人岩手県文化振興事業団に管理を委託していたが、平成 17 年から指定管理者制度を導入し、公募により選定した指定管理者が施設管理を行っている。

ただし、地下については、若者の主体的な活動の促進に向けた若者同士の交流・活動スペースとして「いわて若者カフェ」を事業委託により設置しており、指定管理者による管理とは分離した形で施設管理を行っている。

表 7：指定管理者の一覧

期 間	年 度	指定管理者
第 1 期指定管理開始	平成 17 年度～平成 19 年度	いわて NPO センター
第 2 期指定管理開始	平成 20 年度～平成 21 年度	いわて NPO センター
第 3 期指定管理開始	平成 22 年度～平成 25 年度	いわて NPO センター

期 間	年 度	指定管理者
第4期指定管理開始	平成26年度～平成28年度	希望橋グループ (第一商事株式会社、学校法人龍澤学館及び株式会社アイ・ビー・シー開発センター、株式会社総合企画新和グループ) ※以下、第7期まで同じ。
第5期指定管理開始	平成29年度～平成30年度	希望橋グループ
第6期指定管理開始	令和元年度～令和3年度	希望橋グループ
第7期指定管理開始	令和4年度～令和8年度	希望橋グループ
第8期指定管理開始	令和7年度～令和9年度	希望橋グループ (第一商事株式会社、学校法人龍澤学館及び株式会社アイ・ビー・シー開発センター)

(3) 管理における役割分担

本計画に記載の事項に係る岩手県と指定管理者との役割分担については次の表のとおりである。分担の項目について、分担者は、本計画に従って主体的に対応する。

表8：管理における役割分担

分野	役割 項目	分担		備考
		岩手県	指定管理者	
計画	計画更新	●		
	周辺施設・関連計画との調整	●		
保存管理	日常点検		●	
	大規模な点検・調査	●		
	軽微な修繕	●	●	小規模修繕は指定管理者、大規模・高額な修繕は県
	資料管理	●	※	※構造図の保存のみ指定管理者
環境保全	日常点検		●	
	樹木剪定		●	
	樹木伐採・更新	●		
	樹木診断	●		
防災	防火管理者		●	
	予防措置の実施		●	
	警備業務		●	

役割		分担		備考
分野	項目	岩手県	指定管理者	
	初期消火・避難誘導		●	
	各種訓練		●	
	消防機器保守	●	●	大規模・高額修繕を要す場合は県
	大規模災害対応	●	●	感染症を含む。
	施設の日常点検		●	
	災害時の休館・立入禁止の判断	●	●	発災直後以外の場合は双方協議による
活用	通常の貸館営業		●	
	利用者対応		●	
	見学対応		●	
	展示	●	●	双方協議による
	復原改修工事	●		
保護手続	文化庁への許可・届出	●		

2 保護の方針

岩手県公会堂の機能継続と価値を保持するため、以下に示す方法により部分及び部位を設定して、保護の方針を定める。

(1) 部分の設定と保護の方針

外観及び各部屋を単位として「部分」を設定し、形式、意匠、技術、その他について保護の方針を定める。本計画では、表のとおり「保存部分」、「保全部分」及び「その他の部分」に区分する。

岩手県公会堂は、昭和2年の竣工以来、一部改修が見られるものの、概ね当時の姿を残す貴重な歴史的文化財である。そのため、主要な構造及び外壁を構成する建築当初の各部材については、材料自体の保存を行うなど、できる限り建築当初の姿を保存することを保護の方針とする。

ただし、劣化が激しく構造上危険である場合やスクラッチタイルなど現在入手困難な材料を使用する場合は、この限りではない。

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく保存活用計画の策定等に関する指針に基づき、対象とする範囲の設定方針は以下のとおりとする。

表 9：各部分の保護の方針

	保護の方針	該当箇所
保存部分	<ul style="list-style-type: none"> 特徴的な構造や意匠が残っているなど文化財的、意匠的に価値を保存する部分。 原則当初又は改造当初の材料および仕様を維持保存する。構造補強などの改変を行わざるを得ない場合は文化財的な価値への配慮を十分に行う。 	正面及び後方の外観、11～18号室、ホール・ロビー・廊下・階段、玄関、21～26号室、応接室、理事室、楽手室、傍聴席、塔屋、大ホール
保全部分	<ul style="list-style-type: none"> 活用又は安全性の向上のための整備を行うが、文化財的価値を維持するための配慮が必要な部分 	事務室、休憩室、倉庫、便所、操作室
その他部分	<ul style="list-style-type: none"> 活用又は安全性の向上のための整備を優先する部分 	ピアノ庫

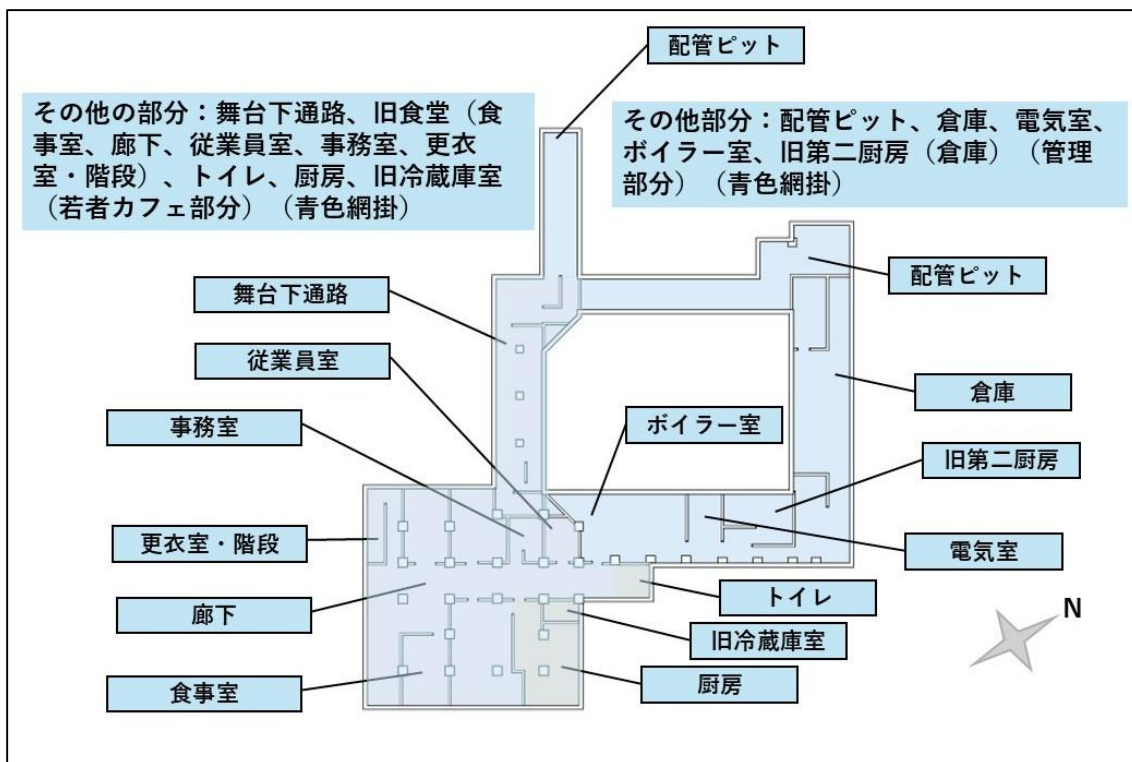


図 47：部分の設定（地下）

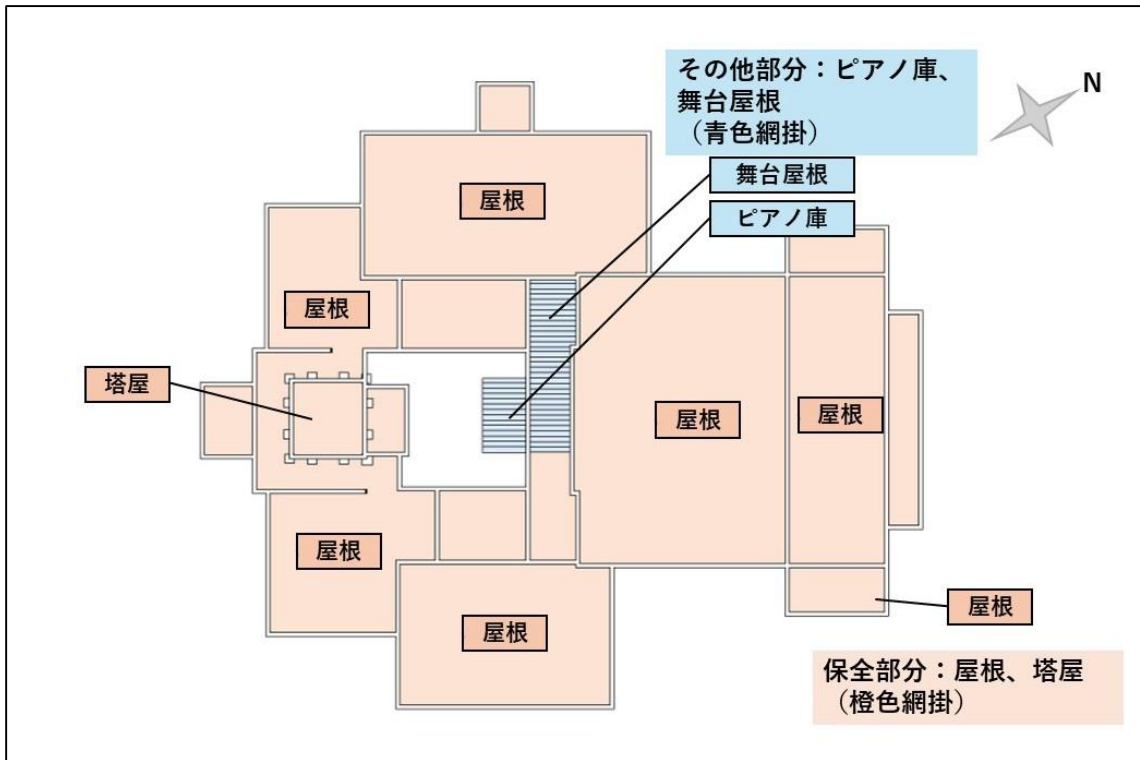


図 50：部分の設定（屋上）

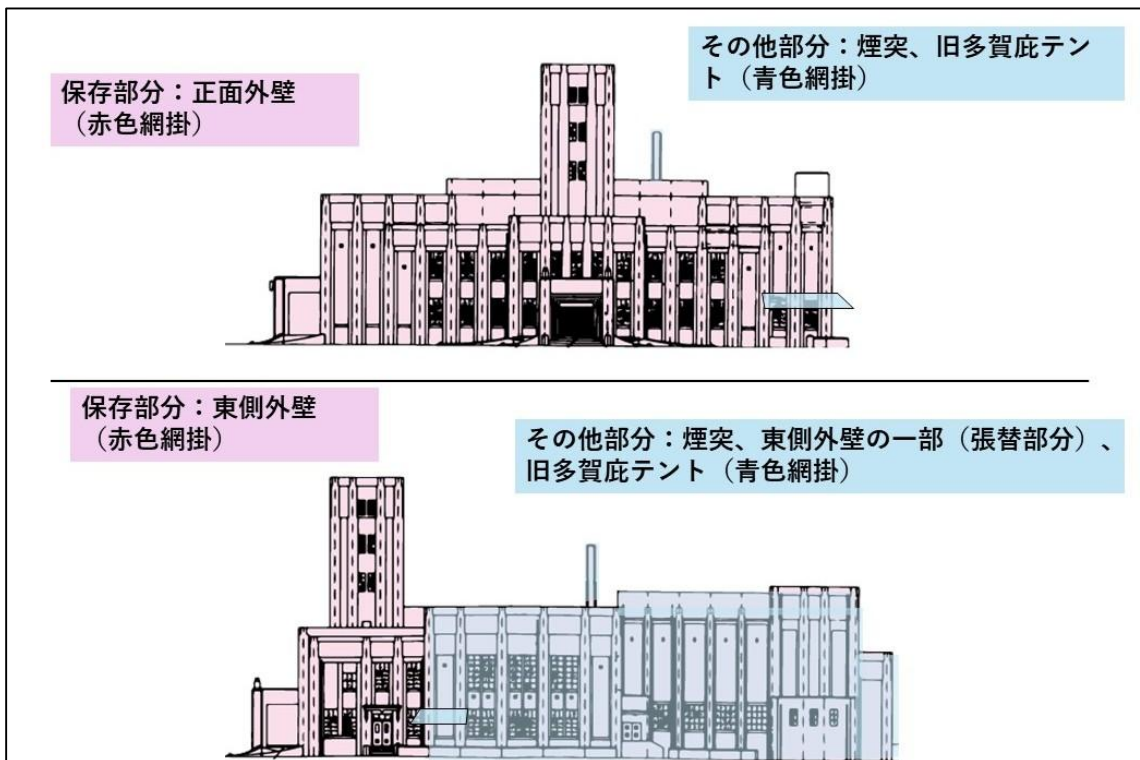


図 51：部分の設定（外観①）

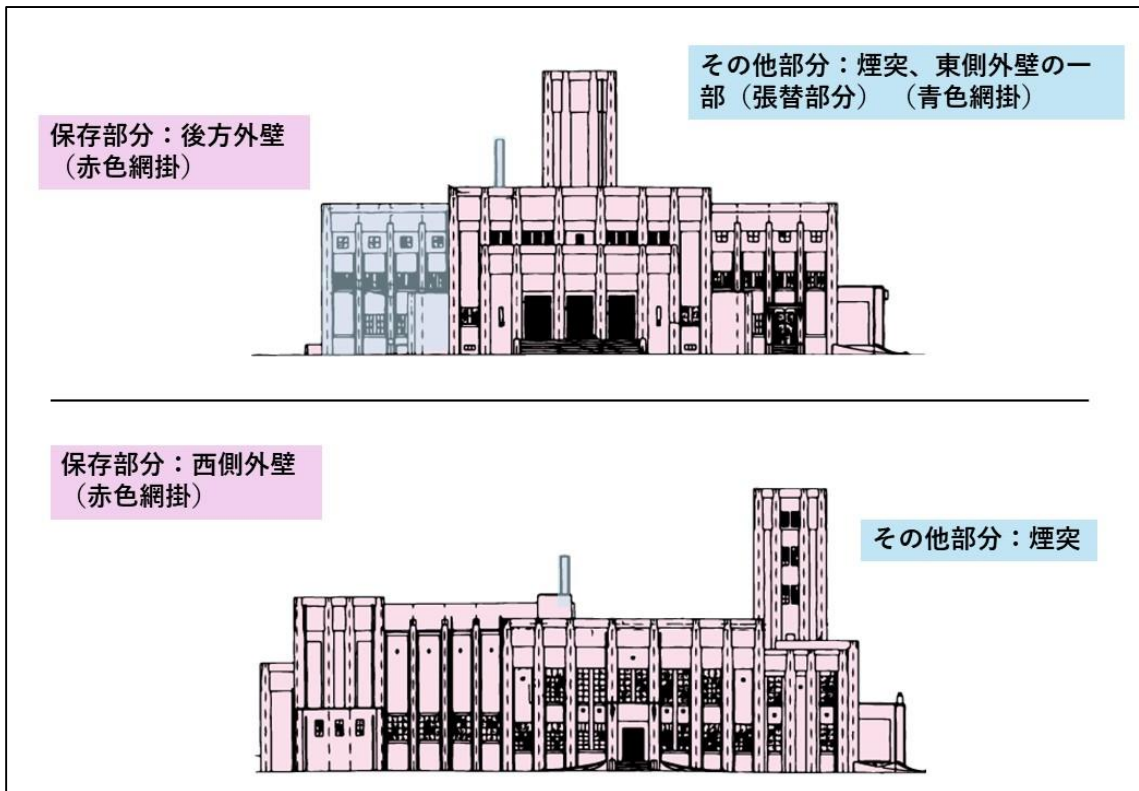


図 52：部分の設定（外観②）



図 53：部分の設定（外観③中庭側-1）



図 54：部分の設定（外観④中庭側-2）

(2) 部位の設定と保護の方針

室内の壁面、床面、天井面、窓及び窓枠等の一連の部材を単位として部位を設定し、基準①～⑤に区分して保護の方針を定める。

表 10：各部位の選定の方針

	選定の方針	該当箇所
基準①	<ul style="list-style-type: none"> ・装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位、特殊な材料又は特殊な仕様である部位、主要な構造を構成する部位 ・当初からの部材・意匠や、保存修理時に当初復原を行った部分については、原則基準①とする。 	主要構造部、壁面、天井（旧天井）、出入口回り（建具・戸枠）
基準②	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に材料の取替えを必要とする修理が必要とされる部位 ・当初からの部材・意匠や、保存修理時に当初復原を行った部分のうち、定期的に修理が必要となる漆喰塗や屋根回り、床面等については、原則基準②とする。 	屋根（塗装）、壁面（塗装）、天井（塗装）、照明（復原済みのもの）等

	選定の方針	該当箇所
基準 ③	・形状及び色彩を保存する部位	内壁（当初材ではないもの）、 建具、絨毯、カーテン 等
基準 ④	・所有者の自由裁量だが、意匠上の配慮を必要とする部位（撤去改変が現状変更にあたらぬ部位）	天井（後補天井）、大ホール天井、通常の照明、大ホール座席等
基準 ⑤	・機械設備など、老朽化や法改正によって更新が必要な部位	防災関連設備、空調設備、給湯・衛生・放送設備、配管 等

3 施設管理について

(1) 保存環境の管理

岩手県が土地と建物を所有している。

(2) 管理方法

日常的な管理は、次のとおり行う。

ア 清掃・整備

- ・ 建物内部の床は、掃き掃除及びモップ掛けを行い、ガラスは、拭き掃除を行う。
- ・ 屋上、敷地内は、定期的に落ち葉の清掃等を行い、排水環境の維持を行う。
- ・ 建具や窓は、無理な開閉は行わず、開閉が困難な箇所は表示を行う。
- ・ 建物外壁の剥離による落下を速やかに把握できるよう、既に落下している建物周辺・屋上からはタイル片やコンクリート片などは常に除去する。なお、剥離による落下が発生した場合は、その都度対応を検討する。

イ 日照・通風

- ・ カーテンやブラインドなどは、室内の部位の日焼けを防ぐため、使用者がいない場合は閉鎖する。
- ・ 鉄筋コンクリート造であり、湿気がこもりやすいことから、木部の傷みを防止するため、定期的に窓を開けて換気を行う。

ウ 虫・腐朽

- ・ シロアリなどによる被害を防止するため、地下や水回りなど、侵入経路となる区域について、蟻道の有無を日常的に確認する。
- ・ 窓枠など木部の腐朽を防止するため、窓や扉は日常的に閉鎖する。

エ 風水雪害

- ・ 強風への被害を防ぐため、敷地内や建物上で風に飛ばされやすいものは極力設置しない。催事等で必要な場合は固定を行う。

- ・ 降雨による被害を最小限とするため、屋上の排水溝などは日常的に見回りし、必要に応じて清掃を行う。
- ・ 降雪に際しては、利用者の安全性と建物への影響を防ぐため、可能な範囲内の除雪を行う。

(3) 建造物の維持管理

通常望見できる部分の1/4を超える現状を変更する場合は文化庁に現状変更届を提出する。それ以外の修繕や「その他部位」の修理、定期的に必要な修繕は「軽微な修繕」とし、次のとおり行う。それ以外の修理は、第2章4「施設修理について」により実施する。

ア 外構・基礎

- ・ ドライエリア部分の壁補修

イ 縁回り・床下

- ・ 床下に設置している各種機械類の補修
- ・ 軽微な害虫対策

ウ 外壁

- ・ スクラッチタイルの目地の補修
- ・ 人造石塗り部分のひび割れの補修

エ 屋上

- ・ 笠木、梯子及び手すりの錆落とし、塗り直し
- ・ 屋上の防水層の補修
- ・ 排水ドレンの補修
- ・ 庇部分の防水処理

オ 内部

- ・ カーテン、絨毯及び電灯など内装の更新（新設以外）
- ・ 窓ガラスの補修
- ・ 建具類の塗り塗り直し、鍵等の更新

4 施設修理について

建物の破損の進行を防止する軽微な修繕を行う。なお、諸室部分の改修については、軽微な修繕として取り扱う。

第2章1(1)で示したとおり、躯体については破損が進行し、根本的な保存修理が必要な箇所が多いことから、利用者の安全確保を最優先として、関係機関と連携し、改修案を

検討する。

大ホールについては、利用率の増加に向けて、天井の脱落防止のほか、冷暖房機能の改善や座席の取扱いの見直し、竣工以降に行われた改修により生じた不具合の改善など、利用者の安全確保とともに使用環境の向上も目指す。

大ホール以外の諸室部分については、雨漏り等の建物本体に悪影響を与える箇所⁸の修繕を優先して実施する。修繕に当たっては、文化財的価値保護のため、部材の選定等について史資料調査等を基に、慎重に検討を行う。

5 資料管理について

(1) 現状

現在、岩手県公会堂の構造図面 90 枚が残存し、岩手県公会堂内で保管されている。構造計算書⁸ではないが、創建時の岩手県公会堂の様子を知る資料として貴重である。

しかし、経年劣化により判別が難しい箇所が発生しているほか、一部の図面において「破れ」や「折れ」が確認できるなど、今後の安定的な資料保存に懸念が生じている。

岩手県公会堂にはこのほか、関連書籍及び平成以降に撮影された写真帳数冊が残されている。

竣工以降に行われた改修工事の記録については、残されていないものが多い。特に昭和 50 年より前の書類は、ほぼ残存していないと考えられる。大ホールを現在の形に改修した工事や和室を取り壊しに係る工事に関連する書類は、確認できていない。昭和 50 年以降の工事関係書類は、県文化スポーツ部文化振興課（以下「文化振興課」という。）で保管している。各種調査報告書についても文化振興課で保管している。

このほか、平成 29 年度の県文化スポーツ部設置以前に岩手県公会堂を所管していた県総務部に一部図面等が残されている。

岩手県公会堂の竣工時の記録である『岩手県公会堂一覽』、岩手県公会堂に関する記念図書として最も古い『花都 岩手県公会堂 50 年誌』は、岩手県立図書館に収蔵されている。

(2) 資料管理の方針

これら資料は、今後岩手県公会堂の保存活用を行う上で必要不可欠であることから、以下の方針に基づいて保存管理を行う。

- ・ 工事関係書類は、文化振興課において一括して保管を行う。県の他部局で保管している資料については、順次引継ぎの検討を行う。
- ・ 構造図面については、引き続き岩手県公会堂で保管を行う。
- ・ 岩手県立図書館に収蔵されている図書は、引き続き岩手県立図書館で保管する。
- ・ 構造図面については、劣化が著しいことから、適宜補修や複写に向けた検討を行う。

⁸ 『岩手県公会堂調査報告書』16 頁では、「構造計算書がないのは惜しいが、残った構造図面自体も重要なものと言え、今後、専門的な調査、分析を期待したい。」としている。

- ・ これ以上の劣化を防止するため、最適な保管を目指し、館内での保管方法や閲覧・取扱いの方法について、類似の文化財の例を参考として検討を進める。

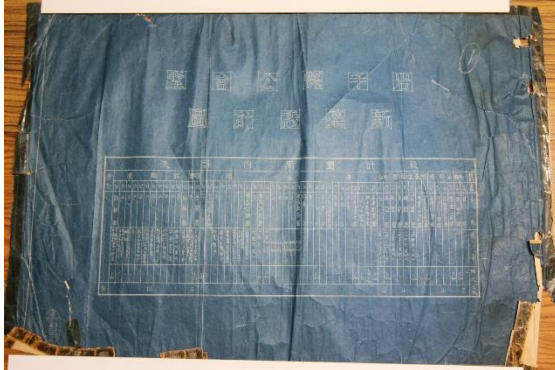


図 55：構造図面



図 56：現在の破損状況

第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題

岩手県公会堂の敷地は3方を道路に囲まれており、南側（盛岡城跡公園（岩手公園）側）を中央通り、西側（県庁舎側）、北側（岩手県水産会館側）を市道に、東側を県盛岡地区合同庁舎に囲まれている。敷地は、南北方向に長い長方形を呈しており、中心線は真南から約20度程度ずれた南西方向に延びている。西側の敷地の一部は幅約2メートルの歩道として、平成18年度以降盛岡市に貸与している。県有財産としては一筆だが、今後も引き続き歩道として供用することから、本計画の計画区域には含まない。

計画区域は、岩手県公会堂の建物を中心に西側の庭園緑地部分と、東側の駐車場・機械設備部分の2つに分けることができるが、計画区域全体にわたって人工物の経年劣化および植栽の管理に課題がある。

なお、敷地内の工作物の状況は次のとおりである。

(1) 記念碑等

- ・ 敷地南西部に、昭和26年に建立された原敬の胸像がある。また、その脇に胸像建立の経緯を記した石碑がある。

なお、石碑の建立に際してコンクリート塊が発見されており、これは昭和15年に建立され昭和19年に撤去された「支那事変出征軍馬記念像」の基礎と考えられている⁹。

- ・ 敷地南西部に、平成19年に盛岡を舞台としたNHK連続テレビ小説「どんど晴れ」ロケ地の看板がある。
- ・ 敷地南西部に、「内丸」の地名の由来を記した看板がある。

(2) その他工作物

- ・ 敷地東側に駐輪場、ごみ焼却炉、ゴミ捨て場等がある。



図57：原敬胸像



図58：ロケ地看板

⁹ 『岩手県公会堂 竣工90周年記念誌』21頁



図 59：敷地西側の歩道



図 60：屋外受変電設備

2 環境保全の基本方針

- ・ 岩手県公会堂の保存環境の維持のため、周辺の景観との調和も図りながら敷地を維持管理する。
- ・ 岩手県公会堂の通常望見できる外観に影響を及ぼす植栽を適切に管理する。
- ・ 敷地内で地域の伝統文化を伝える記念物を尊重し、内丸地区の歴史を体感できる環境の形成に努める。

3 区域の区分と保全方針

本計画では、建物部分を「保存区域」、西側の庭園緑地部分及び東側の駐車場・機械設備部分を「整備区域」とする。

岩手県公会堂は、登録有形文化財として計画区域内の建物1棟が文化財登録原簿に登録されていることから、建物部分を保存区域とする。

なお、計画区域の中に岩手県公会堂以外に保存を要する建造物は無い。

それ以外の区域についても、原則として現在の状況を維持することとするが、樹木については、植替えなどによる更新の検討が必要であるほか、その他工作物も改修が必要となる事態が生じ得ることから、建物部分以外は整備区域として、必要に応じて整備を行う。

(1) 保存区域

岩手県公会堂の建物のほか、庇の直下、車寄せの縁石・階段、大ホール入口の階段を含む建物部分とし、全体の保存を行う。建物の活用については、第5章において示す。

(2) 整備区域

建物西側の緑地部分、建物正面の車寄せ階段両脇の緑地部分、建物正面東側の建物に隣接した緑地部分、敷地東南の緑地部分、東側の駐車場・機械設備部分とし、景観（記念碑等の工作物を含む。）と環境を維持する。

ただし、維持管理上必要な場合は、建造物の保存環境や敷地の景観に配慮した上で、

必要な維持・修繕等に取り組む。

また、整備区域内のうち、東側の駐車場・機械設備部分、建物に隣接するドライエリア、車寄せの舗装部分及び中庭は、公会堂外観を大きく阻害しないよう配慮した管理を行う。

表 11：計画の方針

	計画の方針
新築行為	整備区域内に建築物の新築は行わない。
舗装	緑地部分の遊歩道の舗装、車寄せの庇直下の舗装は、必要に応じて原則同種材にて更新を行う。
工作物	現状設置されている工作物は維持する。新たに設置する場合は、環境保全の基本方針に則ったものに限る。

ア 庭園緑地部分

広葉樹・針葉樹の植栽、原敬胸像・ドラマ記念看板や内丸地区の地名の由来を記した看板及び水銀灯4機があり、内丸地区の文化的景観を形成している。

樹木は、大きく成長しており、正面玄関横のモミの木2本は令和3年に芯留処理をしているものの、将来的に倒木の恐れも否定できない。また、台風等に際しては建物本体への被害の恐れがある。このため、今後保全をする上で、樹木医の診断等を踏まえ、必要に応じて植替えなどによる更新も含めた対応をとる。

胸像は、周辺に一般の利用者の立ち入りが多いことから、損壊による危険が発生する可能性がある。このため、定期的に調査を実施し、危険性等の判断を行う。

看板などの工作物及び街灯は、南側の歩道に面しており、一般の通行量が多いことから、破損した際は被害が大きくなる恐れがある。このため、定期的に調査を実施し、危険性等の判断を行う。

また、当該区域については、「草むらにごみのポイ捨てがある」「夜間に用を足す人がいる」などの課題が以前から指摘されており¹⁰、こういった事例を防止するためにも、下草の刈り払い等が必要である。

イ 駐車場・機械設備部分

利用者向け駐車場や駐輪場、建物の機械設備が設置されており、内丸地区の文化的景観を形成している西側と状況が異なっているが、敷地東隣に県盛岡地区合同庁舎があることにより、道路からの景観に大きな影響はない。

一方で、利用者の利便性を高めるための機械設備の更新や、駐車場の舗装修繕・改修について、今後、必要に応じて検討を行う。

¹⁰ 『岩手県公会堂 80 周年記念誌』 28 頁

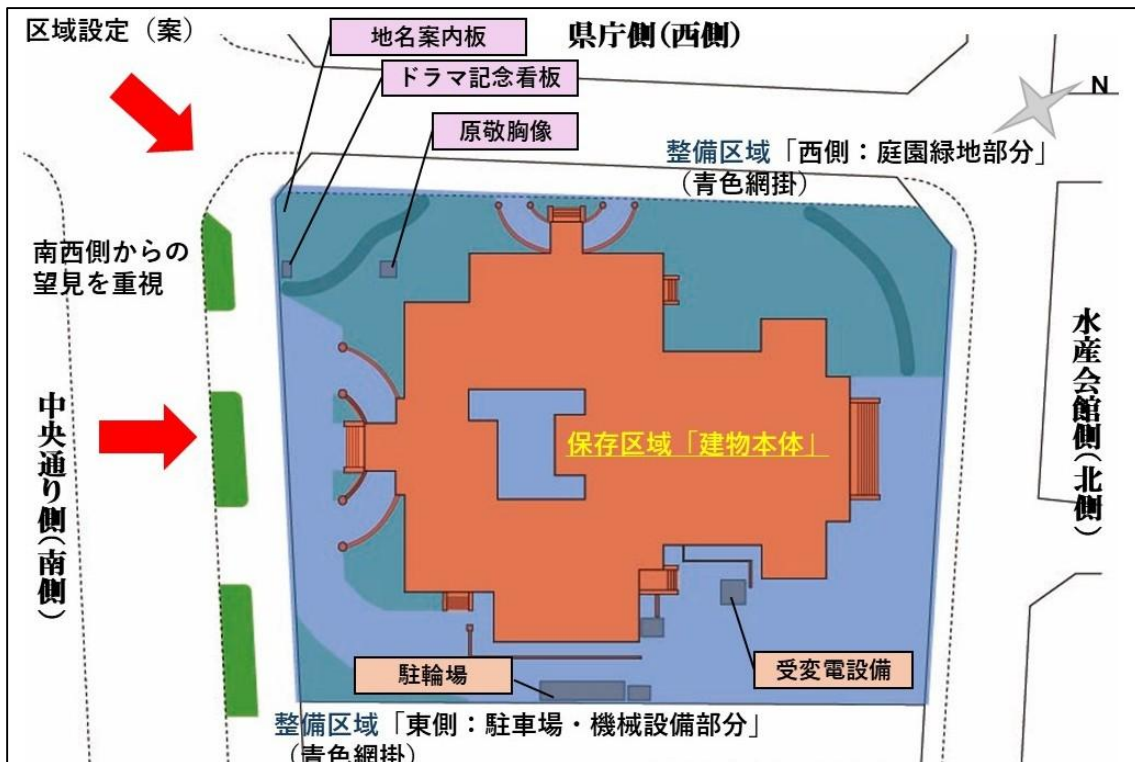


図 61：区域の区分

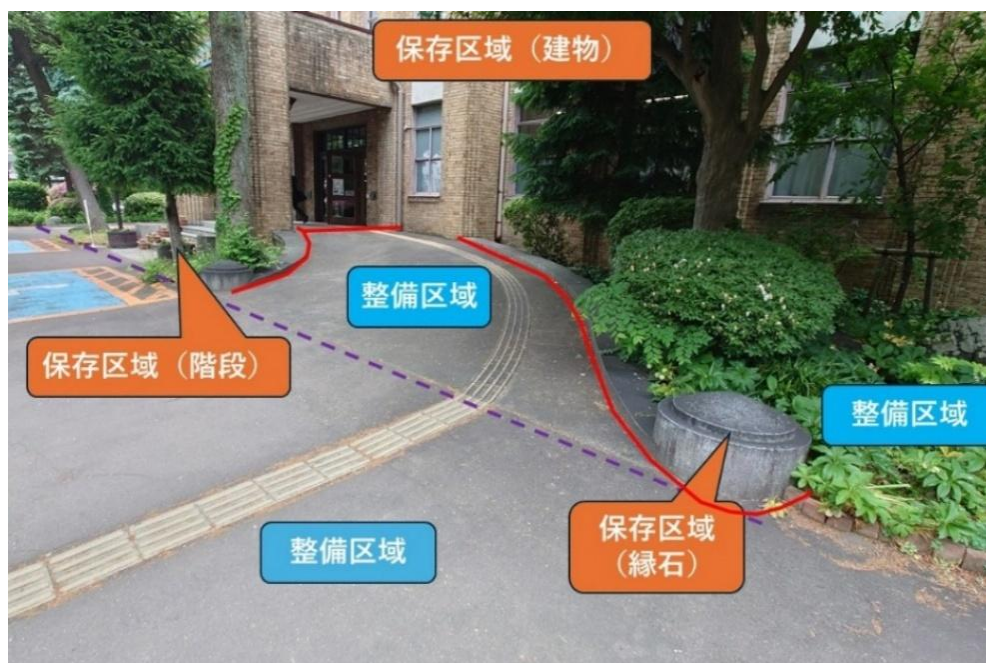


図 62：区域の例示（車寄せ部分）



図 63：区域の例示（ドライエリア部分）

4 防災上の課題

(1) 地域の治水状況

計画区域付近を流れる中津川は、明治43年の洪水を契機として治水工事が本格化し、以降昭和期にかけて上流におけるダム建設と河川改修が実施された。

(2) 洪水等の恐れ

盛岡市防災マップによると、計画区域内は、中津川が氾濫した場合の想定で0.5m以上～3.0m未満の浸水が想定されている。このため、降雨状況等から災害発生の事前察知に努めるとともに、利用者等、計画区域内の人員の安全な退避を実施する。

5 周辺樹木の管理

計画区域には直ちに建物へ影響を及ぼし、伐採を要する危険木は無い。ただし、利用者の安全確保、建物の保全及び景観維持の観点から、次に示す方針に基づき、管理を行う

- ・ 登録有形文化財及び景観構成要素に隣接する樹木は、倒木等により被害を及ぼすことのないよう、また、景観として岩手県公会堂を覆い隠し、著しく望見を害することがないよう管理に努める。
- ・ 樹木の健全な育成、景観の保持、枯枝の処理等のため、定期的に剪定を行う。
- ・ 巡回点検を実施し、必要に応じて樹木診断を行う。その結果に応じて、支持材設置、枝払い、伐採等の対策を施す。なお、内丸地区において、西側庭園緑地部分は貴重な緑地であることも考慮して、樹木を伐採した際には、代わりの樹木の植樹を行うなど、緑地としての維持を図るものとする。

- ・ 台風等の災害発生時又はその他事故の未然防止のため、立入禁止措置や倒木の除去等について適宜対応する。
- ・ 南側中央通りの街路樹（トチノキ）については、倒木等により、建物への被害が懸念される場合に、道路管理者等と協議して対応する。

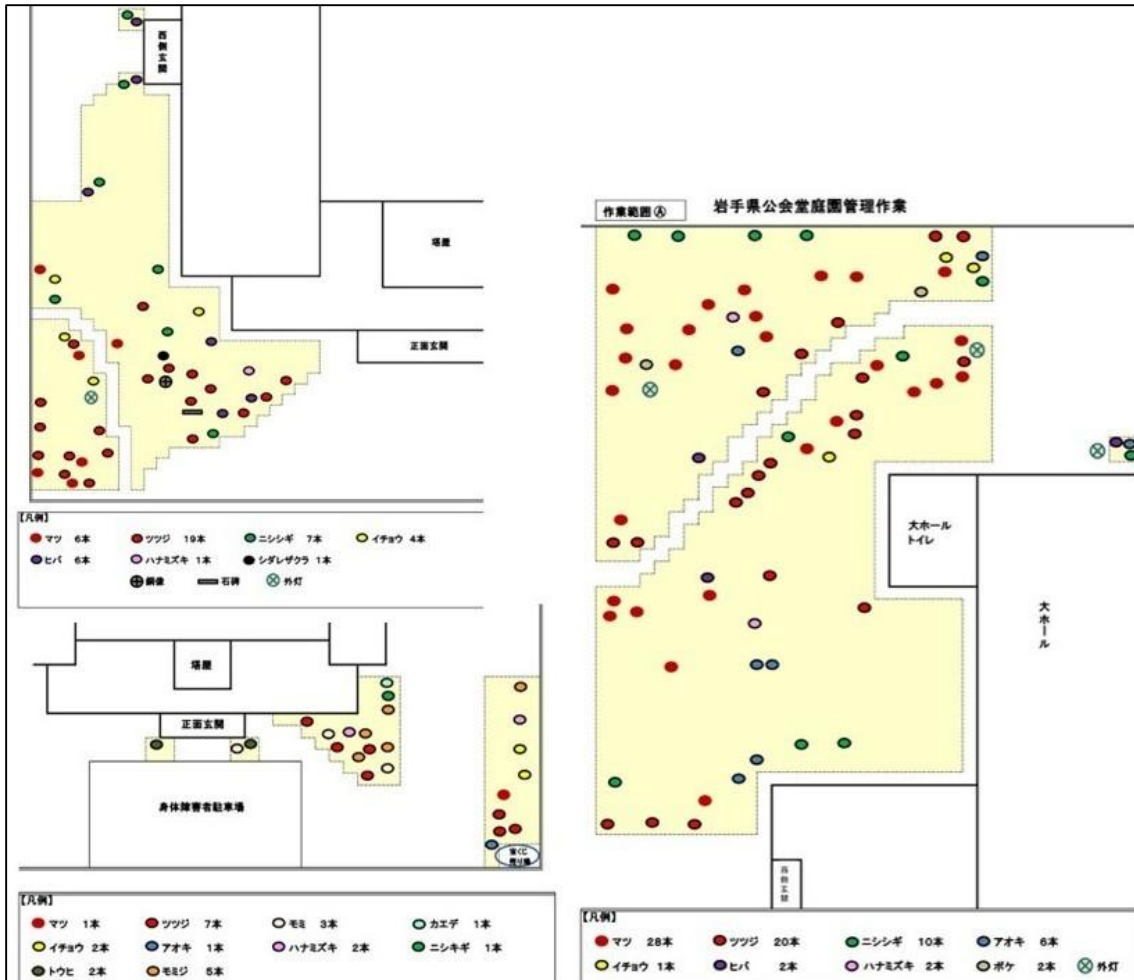


図 64：植栽の位置図



図 65：街路樹（トチ）



図 66：支障木の状況

第4章 防災計画

1 防火対策

(1) 現状と課題

岩手県公会堂の建物は、鉄筋コンクリート造で燃焼性は低いものの、建具や大ホールの吊天井をはじめとして内装は木部が多く一定の燃焼性が認められる。特に大ホールは、木製の座席が配置されていること、吊天井の部材が木材であることから、諸室部分以上に燃焼性が高い。

なお、敷地の周辺は3方を道路が囲んでいることに加え、唯一隣接する東側は、鉄筋コンクリート造の県盛岡地区合同庁舎であることから、周辺からの延焼の可能性は低い。

建物内部では、ボイラーで重油を用いて、1・2階の給湯室内の給湯器で都市ガスを用いて火気を使用している。それ以外の石油ストーブは使用していない。

法令上、岩手県公会堂は、消防法施行令別表第1の(16)イに規定される甲種防火対象物で、延床面積500㎡以上であり、「甲種防火管理者」の選任が必要である。

計画区域は盛岡市によって、防火地域に指定されている。また、建物は公共施設であることから、「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号)によって第一種施設となっており、敷地内は禁煙措置が取られている。

(2) 基本的対応方針

ア 管理区域

防火区域は、計画区域全域とする。

イ 防火管理者

防火対策として、施設の管理責任者を甲種防火管理者に選任して防火管理を行わせる。

ウ 予防措置について

一般利用者を含め、本計画で対象とする防火区域での火気の使用(ボイラー、給湯室ガス給湯器は除く。)は認めない。

建物で使用する危険物(ボイラー用A重油、非常用自家発電設備用軽油)の取扱いについては、危険物取扱者免許保有者を配置し、危険物の管理や、可燃物の除去、整理を徹底する。

また、防火対策のため、24時間体制での常駐警備を導入する。

【警備業務の時間】

平日及び土曜日 18時00分から翌日8時30分

日曜日及び休日 8時30分から翌日8時30分

併せて、法令に準じた避難経路図の作成掲示・避難路の確保を図るため、以下の対策を講じる。

(ア) 避難路

諸室部分2階からの避難路が、中央の階段1箇所であることから、21号室、26号室の出入口及び両室奥の階段に通じる扉の施錠は行わないこととする。また、これらの階段には障害物を置くことを禁じ、常時2方向避難の確保を行う。(図68：避難経路参照)

(イ) 消火体制

日中は、施設管理のスタッフで編成する自衛消防隊が、消防への通報、避難者の誘導及び初期消火に対応する。

夜間は、警備宿直担当者が、消防への通報及び初期消火に対応する。

(ウ) 初期消火

日中は、ボイラー及びガス給湯器等の機械類からの発火、漏電による発火、放火による発火が想定される。初期消火を行う場合、自衛消防隊が、機械類、漏電、放火による発火に対しては消火器により対応し、木部等へ延焼した場合や注水で消化できるものは、消火栓により対応する。

夜間は、漏電による発火、放火による発火が想定される。初期消火は、単独で安全に対応できる場合に限って対応し、消火器による消火を基本とする。

(エ) 安全対策

管轄消防機関（盛岡中央消防署）の指導の下に、初期消火体制と災害時等訓練計画を定める。年2回以上、災害時等訓練計画に定めた以下の訓練を実施する。

- ・非常ベル作動
- ・館内非常用放送設備による放送訓練
- ・消防署への通報訓練
- ・避難誘導訓練
- ・初期消火訓練
- ・消火器使用訓練
- ・A E D使用訓練
- ・屋内消火栓操作訓練など



図 67：防火区域の設定

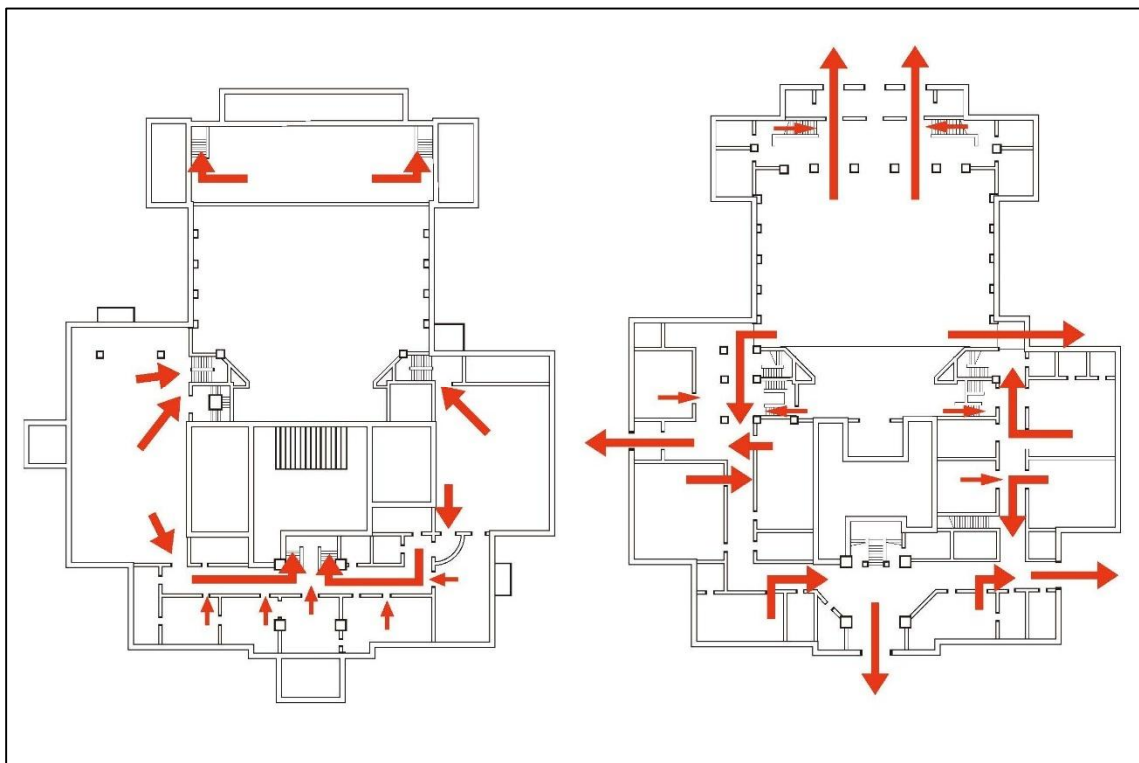


図 68：避難経路



図 69：岩手県公会堂近傍の常備消防

2 防犯対策

(1) 現状と課題

建物周辺は、日中は人通りが多いものの、夜間は人通りが少なくなる。

建具が老朽化し、完全に閉めることが難しい窓や扉が点在しており、建具は、木製や単板ガラスが主であることから、破壊と進入が容易に可能な状況である。ただし、内部には、建物の保守管理機器以外に、防犯上考慮すべき高額な設備や文化財等は保存・保管されていない。

なお、これまで不審者による進入の例は無い。

(2) 対応方針

防犯のため、24 時間体制での有人による常駐警備を導入して対応に当たる。地下など管理者以外が管理する区域については、機械警備の導入を求める。

予防措置について、常駐警備によって、防犯対策を行うほか、日中の開館時にも、施設管理スタッフによる定期的な館内巡回を実施し、不審者侵入の痕跡や新たな破損等により進入路が形成されていないか確認を行う。

3 防災設備について

(1) 設備の設置状況

消防設備として、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、漏電火災警報器、消火器及び誘導灯を設置している。防犯設備として地下は機械警備を導入しているほか、建物全体

として鍵等の施錠機器により防犯に取り組んでいる。

(2) 設備について

現在の対応を継続するとともに、消火器などは定期的に更新を行い、防火及び防犯設備の維持に努める。

(3) 今後の改修について

防犯カメラ等防犯設備の設置を検討する。

(4) 保守管理について

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく各定期点検（作動点検、外観点検、機能点検、総合点検など。）を受検し、設備の位置、構造、不良事項、要注意事項を的確に把握する。

4 地震対策

(1) 現状と課題

平成 10 年の『岩手県公会堂耐震診断報告書』を受けて、平成 13 年の『岩手県公会堂の今後の在り方について〈提言〉』において概ね問題ないとされているが、耐震診断から 25 年以上が経過していることを踏まえ、改めて調査の実施を検討する必要がある。

また、大ホールについては、令和 5 年の『岩手県公会堂大ホール多目的ホール化基本設計・調査等業務 調査結果報告書』において、詳細な構造等は不明であるものの、天井が木造の大規模吊り天井であり、大地震時の脱落防止策が必要とされている。

(2) 耐震診断

表 12：過去の耐震診断実施状況

実施年	調査名称	調査内容	調査結果
昭和 48 年	岩手県公会堂建物の構造及び材料に関する調査	躯体について、サンプリングの上で調査、目視により調査	地盤が堅固であり、問題ない
平成 10 年	岩手県公会堂耐震診断	躯体について、サンプリングの上で調査	コンクリートが中性化しているが、問題ない
令和 5 年	岩手県公会堂大ホール多目的ホール化基本設計・調査	大ホール天井について目視確認等により調査	大ホール天井は脱落防止策が必要

(3) 耐震改修方針

文化庁「重要文化財（建造物）耐震診断指針」では、必要耐震性能について「機能維持水準」、「安全確保水準」、「復旧可能水準」の3段階に設定している。岩手県公会堂は利用者が安全に避難することが可能な「安全確保水準」に準拠した対応を目指す。

大ホール吊り天井については、利用者の安全を最優先に脱落防止措置の検討を進める。

ア 耐震補強

平成10年の耐震診断の結果により、塔屋に屈折の恐れがある以外は、躯体については概ね問題ないとされており、平成21年には、塔屋基部（3階）に補強壁を設置する工事を行っている。その他、躯体の耐震に係る工事は、調査の実施も含め今後検討を行う。

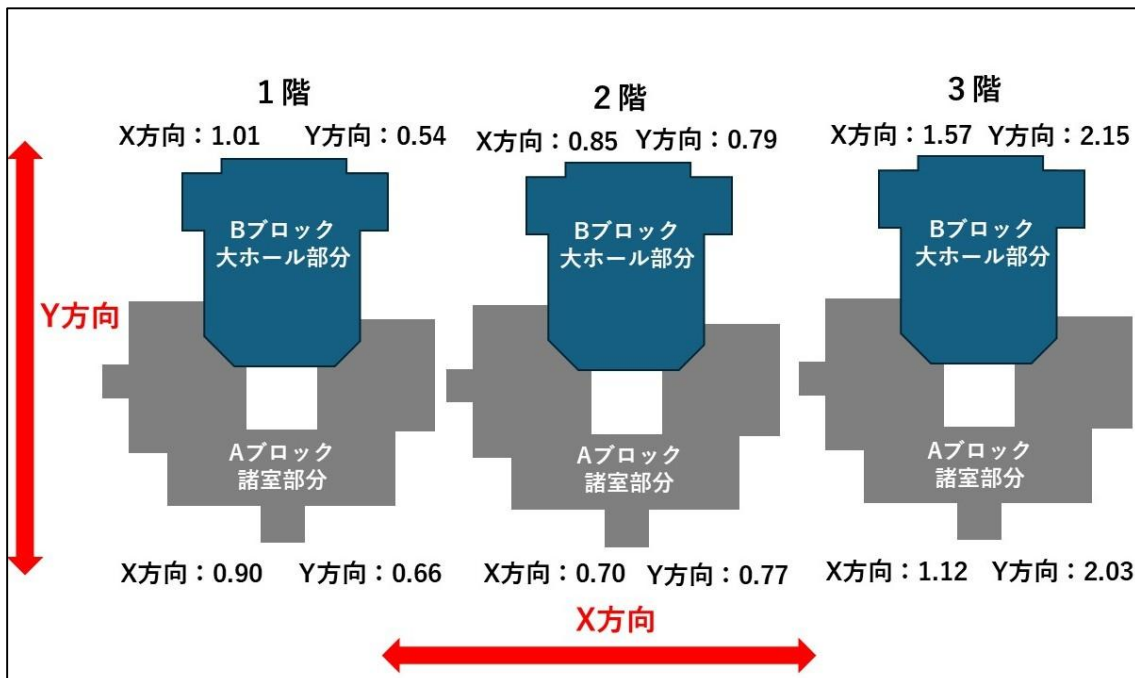


図70：建物耐震の状況

イ 地震時の対処

地震が生じた際は、利用者の避難を優先するとともに、文化財建造物と部材の保護に努める。躯体に大きく破損が生じた場合は、危険部分の撤去・格納、破損部分に対する防水シート被覆、支持材の補加、立ち入り制限の措置をとる。

地震後、地震によって建物への影響が軽微な場合で、関係機関の要請がある場合は、必要に応じて被災者の受け入れや支援者への施設提供を実施する。

【参考：岩手県公会堂に近い避難所】

地震 盛岡市勤労福祉会館（約400m先）、杜陵小学校（約500m先）



図 71：近傍の避難所

5 風水害その他対策

(1) 被害歴及び被害想定

これまで岩手県公会堂が浸水した履歴は無いが、盛岡市ハザードマップによれば、所在地域は、想定で 0.5m 以上～3.0m 未満の浸水が想定されている。このため、洪水等の水害が発生した場合は、建物全体が浸水し、地下のボイラー設備、屋内消火栓設備が機能不全となる可能性がある。また、災害の規模によっては地上に設置している変電設備、非常用自家発電設備、重油タンク、冷房室外機も水没する可能性がある。

岩手県公会堂が突風被害を受けた履歴も無いが、岩手県公会堂が位置する盛岡市では、昭和 26 年 4 月に、風速 22.2m の西北西の風が記録¹¹されており、突風による被害が発生する可能性は否定できない。

なお、岩手県公会堂が落雷により被害を受けた履歴も無い。

(2) 対処方針

浸水被災を防止するため、日常的に敷地の排水対策として排水溝の点検、落ち葉の清掃を行うほか、止水版の設置等の浸水対策の実施を検討する。

洪水警報が発令された場合は、管理者の判断によって利用者への避難誘導、貸館の中止を行う。また、運営に必要な文書等の浸水被害を防止するため、塔屋など浸水の恐れが低い場所に移動させるなどの処置をとる。

¹¹ 気象庁のデータによる。

強風でタイルの飛散が想定される場合は、建物周辺を立入り禁止にするなどの処置をとる。

落雷については、引き続き避雷設備として、塔屋と大ホールに避雷針を設置する。



図 72：岩手県公会堂の浸水予測（盛岡市ハザードマップを抜粋）

第5章 活用計画

1 活用の現状

岩手県公会堂は、第1章でとりまとめたとおり、県会議事堂、大ホール、食堂、皇族の行在所という4つの機能を備えた施設として構想・建設された。特に、大ホールは、岩手県の文化芸術の殿堂として、長きにわたり映画・舞台芸術・講演等の会場として親しまれてきた。また、26号室は当初から県議会議場として設計され、傍聴席・傍聴室といった専門設備を備えるなど、県政と県民が交流する施設として建設された。こうした当初の構想は現在においても変わることは無く、大ホールや諸室部分でのコンサート、官公庁の臨時的な事務所・会議場等として使用され続けている。

また、貸館施設として、県民のサークル活動の拠点として親しまれているほか、地下は平成29年以降いわて若者カフェとして、若者の主体的な活動を発信する場となっている。

こうして時代に即して形を変えつつも建設時の構想を概ね引き継いでいる。

活用できる文化財としての価値や、多目的に利用可能であること、立地が良いなどの長所があるが、近年は利用率の低下が見られ、特に、大ホールは10%程度の利用率で推移している。この要因は、市内に岩手県民会館や盛岡市民文化ホールなど、大規模かつ新しい設備を備えた劇場施設があり、冷房設備の未設置や設備が旧式化している岩手県公会堂の魅力が相対的に低下していることにある。

【大ホールに係る課題】

- ・楽屋やバックヤード等の設備が無く、使い難い
- ・大ホールの座席は、快適性を考慮した客席寸法が確保されていない
- ・バリアフリーへの未対応
- ・大ホールと諸室部分の音漏れ
- ・冷暖房設備の不足

表13：岩手県公会堂周辺の主な劇場・ホール、貸会議場

名称	設置者	機能	収容人数
岩手県民会館 (トーサイクラシックホール)	岩手県	劇場・ホール、貸会議室、展示室	大ホール：1,991人 中ホール：602人 会議室：5～72人
岩手県水産会館	岩手県漁業協同組合連合会	貸会議室	大会議室：100人 その他会議室：18～30人
岩手教育会館	一般財団法人 岩手教育会館	多目的ホール、貸会議室	多目的ホール：320人 会議室：最大70人程度
盛岡劇場・河南公民館	盛岡市	劇場・ホール、貸会議室、社会教育施設	メインホール：518人 ミニホール：80人 会議室：最大70人程度

名称	設置者	機能	収容人数
盛岡市民文化ホール	盛岡市	劇場・ホール	大ホール：1,516人 小ホール：356人
いわて県民情報交流センター（キオクシア アイーナ）	岩手県	多目的ホール、貸会議室	ホール：507人 会議室：6～300人
エスポワールいわて	地方職員共済組合	多目的ホール、貸会議室、宿泊施設	ホール：200人 会議室：24～120人
盛岡市中央公民館	盛岡市	多目的ホール、貸会議室、社会教育施設	ホール：300人 会議室：15～135人
盛岡市観光文化交流センター（プラザおでって）	盛岡市	多目的ホール、貸会議室、ギャラリー、野外広場	メインホール：190人 会議室：16～69人



図 73：岩手県公会堂周辺の主な劇場・ホール、貸会議場

2 活用の方針

文化財建造物として県民の興味関心の向上を図り、これまでの在り方を生かしつつ、更に幅広い利活用を実現することで、次の100年も県民に愛される岩手県公会堂を目指す。

- ・ 建築から約 100 年にわたって機能を維持し、登録有形文化財としての岩手県公会堂の機能、規模を確保し、歴史的・文化的な本来の魅力の発信を行う。
- ・ 岩手県公会堂の建設の経緯や価値、これまでの活用の歴史などの学びの機会を創出し、県民の関心を高める。
- ・ 諸室部分は、これまで同様にサークル活動の拠点としての利用拡大を図り、大ホールは、施設の老朽化等に起因する利用率の低下が著しいことから、利活用促進に向けた施設整備を行う。

3 建物の活用

(1) 貸館利用

ア 諸室部分

諸室部分の各会議室・応接室・理事室は、これまで同様会議室として貸し出す。

また、現在使用していない倉庫や管理用の施設としている部分についても、施設全体の有効活用に向けて、コワーキングスペースやテレワークスペースとして利用可能となるよう検討を行う。

2階への移動手段が階段のみであるなど、バリアフリー化に未対応であることから、対応の方向性について検討を行う。

イ 大ホール

(ア) 床面への対応

建築当初は、現在のような固定座席ではなく、移動式の長椅子であり、必要に応じて長椅子を移動させることで宴会や展示会など、多目的に活用されてきた。

戦後に行われた改修により現在の固定座席となったが、大ホールの使用用途が芸術鑑賞や講演会などに限定されてしまうこととなり、周辺の官公庁での需要が多い研修会場や、展示スペースとしての使用が難しい状態となっている。

このような、竣工時から多目的ホールとして活用されてきた経緯を踏まえ、大ホールは、固定座席を設置しない多目的ホール化を目指す。改修時は、可能な限り創建時の意匠を尊重するほか、デザインについても他の諸室部分や外観との調和に配慮するものとする。

なお、竣工当初は、傾斜のあるコルク貼りの床面であったが、活用の幅を広げるため、水平な床面への改修を目指す。

(イ) 天井面への対応

竣工時の大ホール天井は、両脇の柱に続く梁型があり、二次曲線を描く天井であったが、改修により竣工時の天井を全て撤去したため、竣工当時の天井は残されていない。

現在の天井は、舞台の音の過剰吸収や、著しいフラッター・エコーなどの音響上の課題がある。加えて、第4章に記載のとおり、現在の天井は木造の吊天井であり、

地震発生時の脱落防止策を行う必要がある。

こうした経緯と現状を踏まえ、大ホール天井については、竣工時の意匠と音響等の利便性との調和に配慮し、可能な限り竣工時の天井の形状の復原を目指す。

(ウ) 利用方法

隣接する岩手県民会館で開催される各種芸術イベントや合唱コンクールでのリハール施設として補完的な活用など、一体的な利用を推進する。

(2) 見学・公開利用

ア 見学

岩手県公会堂の建設の経緯や価値、これまでの活用の歴史などの学びの機会の創出に向け、見学コースの設定を検討する。当面は、現在指定管理者が実施している「岩手県公会堂創建時の面影見学ツアー」などによる見学対応を継続する。

来館者から館内各所を見学したいという希望が多いことから、建物全体の歴史的ストーリー性¹²を重視した見学コースの検討を行う。

なお、施設内における見学区分は次の表のとおりとする。

表 14：各部分の活用に関する区分

区 分	部 分
自由に見学できる部分	展示室（倉庫）、ギャラリー、廊下等
職員同行が必要な部分	塔屋、屋上、21・26号室、応接室、特別室、大ホール、その他諸室部分
見学不可の部分	事務室、地下等

イ 資料等の公開

県民が岩手県公会堂に直接足を運び、興味関心を高めてもらうため「岩手県公会堂でしか見ることのできない展示」を目指す。

展示場所については、現在の展示室を含め、貸館として使用されていない施設も検討の対象とする。展示品については、建築当初の物品に限らず、改修時の書類や物品も検討対象とし、より岩手県公会堂の価値に触れる展示に向けた検討を行う。

¹² 岩手県公会堂が建設当初から計画していた4つの機能に加え、地下に「岩手美術研究所」が開設されたり、著名人の講演が行われたりするなど、本県の文化芸術の殿堂であったという歴史的経緯。



図 74：展示室の状況



図 75：地下の見学不可部分

(3) 動線について

ア 貸館

諸室部分については、正面・西側入口から1・2階の廊下を通る動線とする。大ホール利用者は、イベント時は施設北側の大ホール入口からの動線とし、イベント主催者等については、大ホール舞台下両脇から諸室部分と連携する動線とする。地下利用者はドライエリア階段を通じての動線とする。

21号室、26号室奥の階段、1階から地下への階段など、現時点で常時使用していない階段や舞台下、大ホール下の旧第二厨房等の地下通路は避難経路以外の貸館の動線として利用しない。ただし、避難経路であることから、閉鎖等を行わず、通常は看板を設置するなど、立ち入り防止の措置を行う。

イ 見学

見学希望者については、必要に応じて事務室に申し出を行い、正面玄関から、2階展示室、塔屋（管理者等の職員同行時のみ。）までの、中央の階段を主とした縦のラインでの動線とする。

なお、中央階段の3階以上については、仮設壁等による閉鎖は行わない。

その他、大ホールや応接室等の利用が無い場合は、廊下を通る動線とするほか、貸館の動線として利用しない部分も個別に判断を行う。

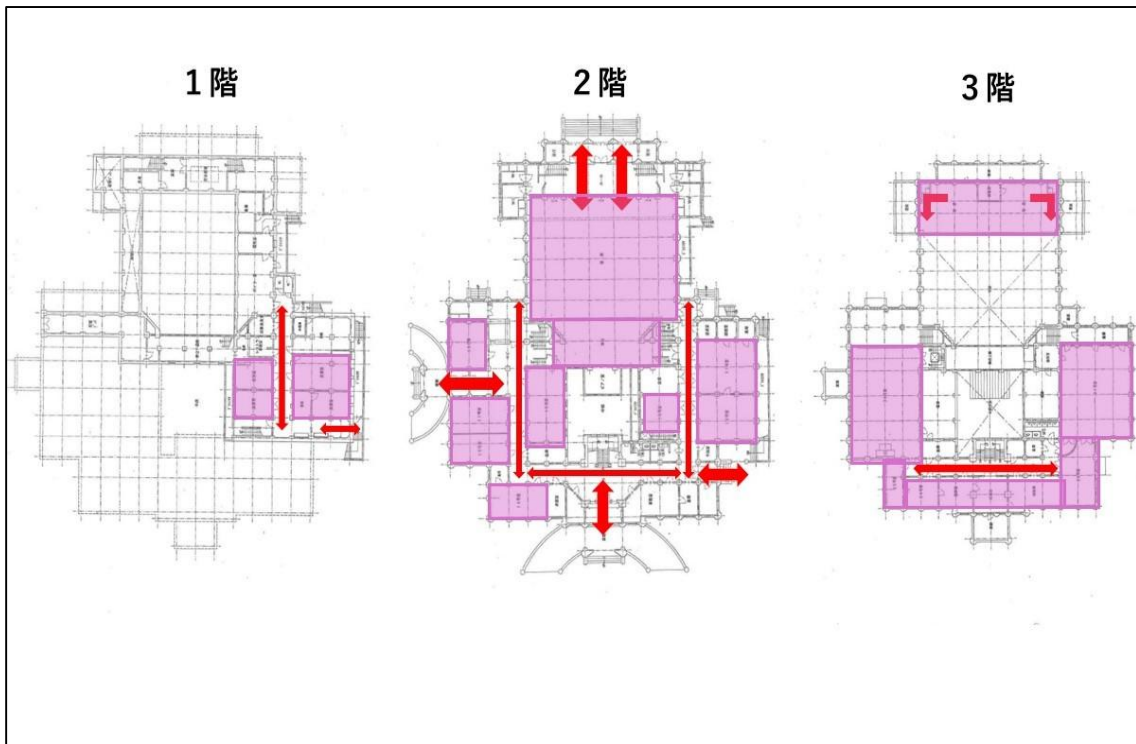


図 76：貸館に係る利用者の動線

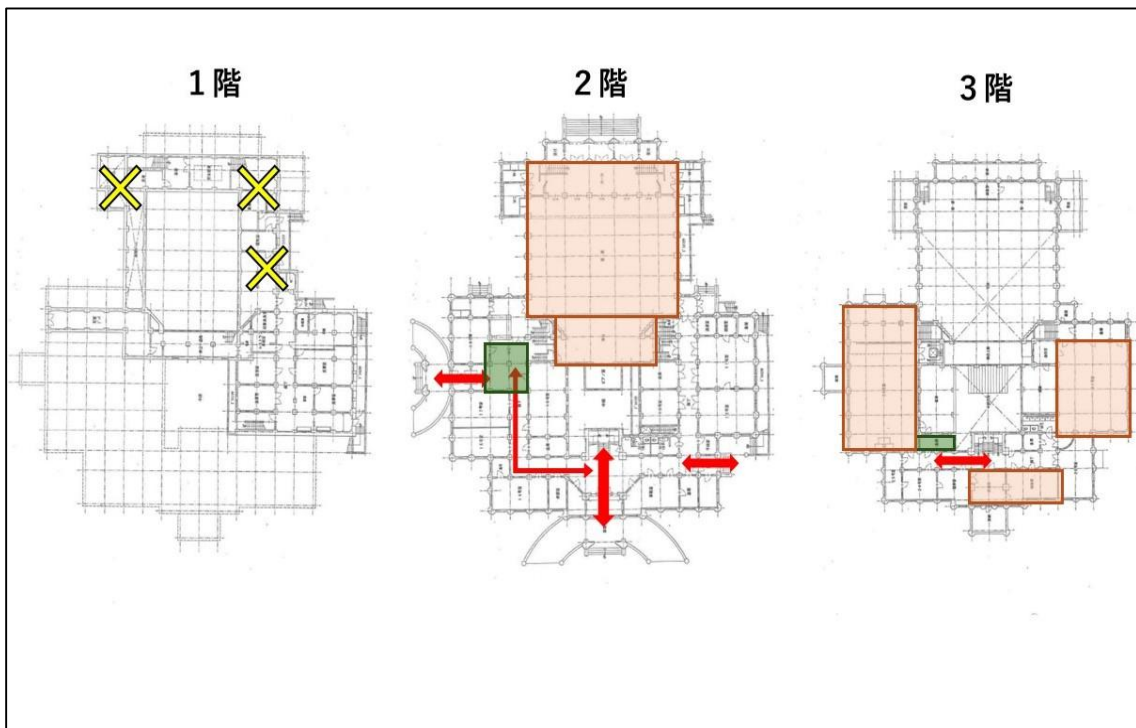


図 77：見学に係る利用者の動線

4 活用に係る整備について

建物の活用に向けて、以下の整備を行う。

なお、本計画実施に向けた減築・増築、曳家による移動・移築等の現状変更は実施しない。

(1) 館内施設整備

ア 大ホール

大ホールは、「建物活用について」で記載したとおり、多目的ホール化に向けて、既存の座席の撤去、床のフラット化、天井の復原を目指す。座席数については、移動可能な椅子を使用した上で現在の839席（1階：590席、2階：249席）と同程度の規模を目指す。また、整備の実施にあたっては、天井や床などの断熱など省エネルギー化に向けた検討も併せて行う。

イ 諸室部分

諸室部分は、利用者の利便性の向上に向けた、施設整備を進める。また、文化財的価値向上を含む改修を見据えた検討を継続する。

整備に当たっては、保存部位を生かした整備に向け、技術的観点や利用者視点に立ち、有識者等から意見を聴取した上で実施する。

(2) 設備整備

利用者の利便性の向上に向けて通信設備など必要な諸室部分の設備整備を進める。大ホールについては、冷房が無く、暖房効率も著しく悪いことから、空調・換気設備を設置する。

整備に当たっては、保存部位を生かした整備のため、技術的観点や利用者視点に立ち、有識者等から意見を聴取した上で実施する。

(3) 外構整備

庭園緑地部分にある銅像や看板、駐車場・機械設備部分にある駐輪場上屋、受変電機械などの重量がある工作物、水銀灯は、老朽化等により破損し、利用者への被害が想定されることから、定期的に状況確認を実施し、必要な措置を講じる。

5 実施に向けての課題

(1) 資料的観点

竣工図面が現存しないなど、竣工時の状況を把握できる資料が少なく、過去の改修時の資料も現存していないという課題がある。整備の実施に向けた検討には、オリジナルの意匠や構造を把握するため、当時の新聞や個人蔵の写真などの活用や、一定の資料調査期間を設ける必要がある。

(2) 建築的観点

岩手県公会堂は、建物規模に比して各部分が複雑に構成されているという課題がある。細かな構造を把握するためには、建物全体の調査が必要である。

また、歴史的な建造物のため、調査や整備を実施できる業者が限られているという課題があり、知見を備えた業者との連携が必要である。

(3) 財源的観点

岩手県公会堂は、文化財として他の同規模施設よりも維持修繕に費用を要するという課題がある。企業版ふるさと納税及び各種補助金の活用など、使用料金収入以外の財源の確保が必要である。

6 活用に向けた計画条件の整備

(1) 文化財保護法

登録有形文化財である岩手県公会堂の活用に当たっては、文化財保護法を遵守する。活用内容に関する規制はないが、同法第4条により、文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならないとされている。

保存管理に困難が生じた場合は、文化庁へ協議・指導を仰ぎ適切な保存管理を行う。また、専門家の知見が必要な場合は、有識者の意見を聴取し良好な管理に努める。

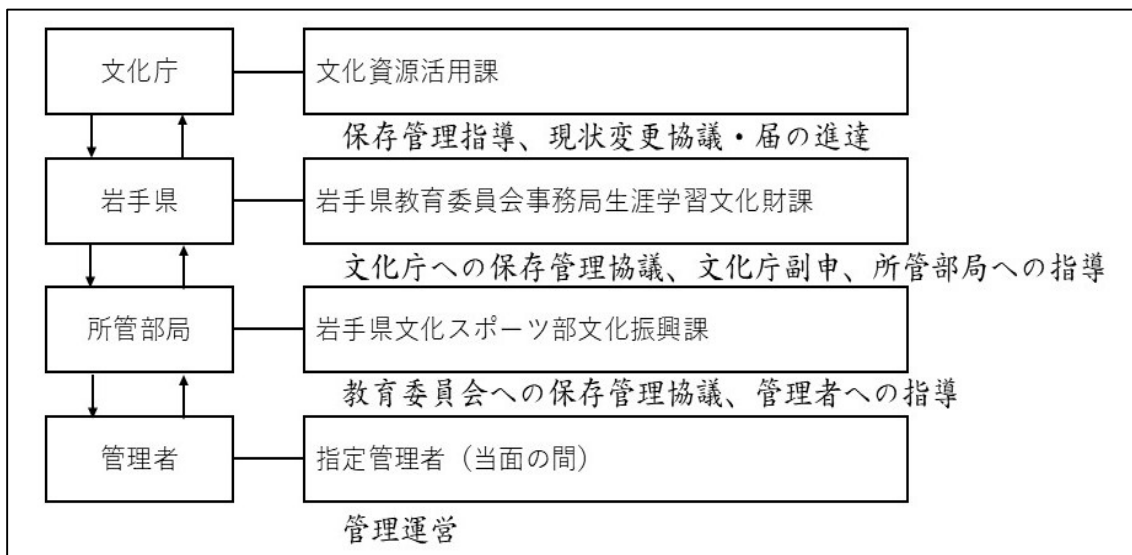


図 78：連絡調整の体系

(2) 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）

岩手県公会堂は登録有形文化財であり、建築基準法の適用除外を定めた同法第3条第1項第1号の対象とならないことから、多くの利用者が訪れる公共的な施設として、

安全性の確保については十分な検討が必要である。

- ・耐震 (法第 20 条)
- ・耐火建築物 (法第 27 条第 1 項、第 2 項、第 61 条)
- ・防火区画 (施行令第 112 条第 1 項、第 2 項、第 9 項、第 13 項)
- ・廊下の幅 (施行令第 119 条)
- ・直通階段 (施行令第 120 条、121 条)
- ・排煙設備 (施行令第 126 条の 2 第 1 項)
- ・非常用照明 (施行令第 126 条の 4)
- ・内装制限 (施行令第 129 条第 1 項、第 4 項)

(3) 消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)

消防法施行令別表第 1 の (17) 項に規定される防火対象物であり、消火器及び自動火災報知設備の設置が必要である。今後の活用内容によっては、追加の防災設備が必要になる場合も考えられ、消防長と協議の上、防災設備を設置する (第 4 章「防災計画」参照)。

(4) 盛岡地区広域消防組合火災予防条例 (昭和 46 年 7 月 31 日条例第 3 号)

盛岡地区広域消防組合火災予防条例第 23 条の 1 により、岩手県公会堂の所在する敷地内での火気の使用が制限されており、計画区域及び区域内の建物内での喫煙やたき火、裸火の使用が禁止されている。

また、同条例第 6 章に基づく、避難通路や客席の配置等に留意などの避難管理、同条例第 6 章の 2 に基づく、屋外催しに係る防火管理が必要である。

- ・裸火の制限 (条例第 23 条喫煙等)
- ・避難通路 (条例第 6 章避難管理)
- ・定員の管理 (条例第 6 章避難管理)
- ・屋外での催し (条例第 6 章の 2 屋外催しに係る防火管理)

(5) 福祉・バリアフリー関係

岩手県公会堂は公共施設として多くの利用者が訪れる施設であることから、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法) (平成 18 年 6 月 21 日法律第 91 号)」、「岩手県ひとにやさしいまちづくり条例 (平成 19 年 12 月 18 日条例第 74 号)」、「岩手県地域福祉支援計画」(岩手県)、「盛岡市障がい者基本計画・障がい福祉実施計画」「盛岡市地域福祉計画」(盛岡市) 等の法令及び計画に基づく整備を行う。

(6) 景観条例関係

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 (歴史街づくり法) (平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号)」、「岩手の景観の保全と創造に関する条例 (平成 5 年 10 月 26 日条例第 35 号)」(岩手県)、「盛岡市景観条例 (平成 21 年 3 月 27 日条例第 13 号)」

(盛岡市)等の法令に基づく整備を行う。

また、岩手県公会堂は盛岡市から令和8年度に歴史的風致形成建造物指定を受けており、景観への配慮が必要である。

(7) 都市計画関係

「内丸プラン(内丸地区再整備基本計画)」(盛岡市)及び「県庁舎再整備基本構想」(岩手県)があるほか、岩手県民会館等の大規模改修が見込まれる。このため、周辺街区の整備計画等の状況を注視しつつ、各種計画等との整合性を図ることが必要である。

第6章 保護に係る諸手続

保存及び活用に係る改修等を行う場合、文化財保護法に基づいて必要となる主な手続きについて示す。手続きに要する書類（許可申請書、届出等）は岩手県文化スポーツ部文化振興課から岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課を通して文化庁へ提出する。ただし、手続きの要否や内容について判断に迷う場合は、その都度、関係機関に確認する。

1 文化庁への届出を必要とする場合

登録文化財の価値に影響を及ぼす場合には、特殊な場合を除き、現状変更を文化庁に対して届け出る必要がある。手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要がある。（文化財保護法第64条第1項）

2 文化庁への届出を必要としない場合

登録文化財の価値に影響を及ぼす場合には、特殊な場合を除き、現状変更を届け出る必要があり、それ以外は「維持の措置」として届け出る必要はない。「維持の措置」としては次のような場合が該当する（登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第17条）

(1) 登録有形文化財建造物の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合（移築の場合を除く。）

※ 内装に限定される模様替え、修繕は、その規模、内容にかかわらず、「維持の措置」に該当する。また、外装についても、屋根の葺き替えや壁の塗り直しなど形質・色彩を変更しない行為は、その規模にかかわらず「維持の措置」に該当する。

(2) 登録有形文化財建造物がき損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をする場合

3 保存活用計画の変更

保存修理工事等によって何らかの変更があった場合や、資料の発見等により新たな事実が判明した場合など、計画期間の途中でも必要と認められる場合には本計画を改訂する。計画の改訂の際は、変更の内容について、文化庁と事前に協議し、合意を形成した上で行うものとする。

資料 保存に係る部位設定



基準①
旧天井

基準②
建具

基準①
巾木

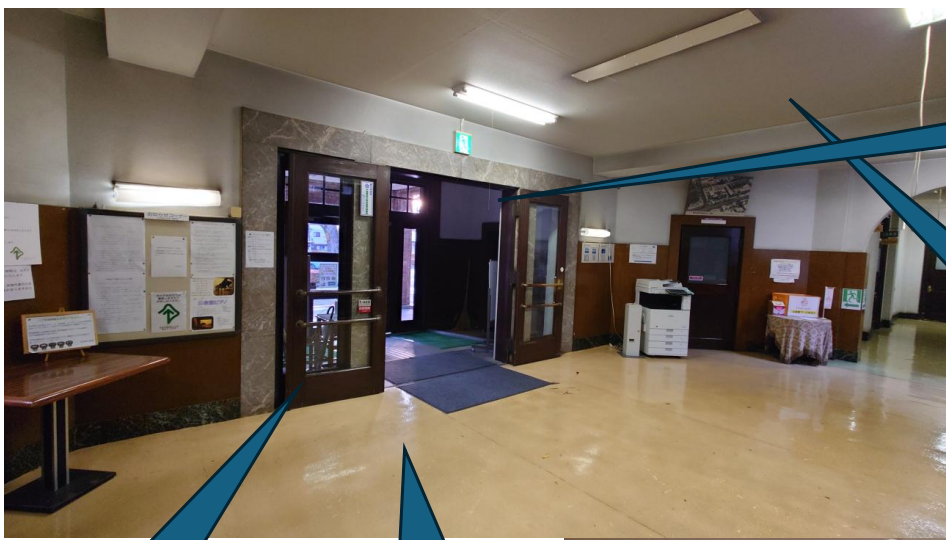


基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床



基準①
三方枠ポーター

基準④
現天井

基準②
壁

基準③
玄関ドア

基準②
床



基準①
旧天井

基準②
建具

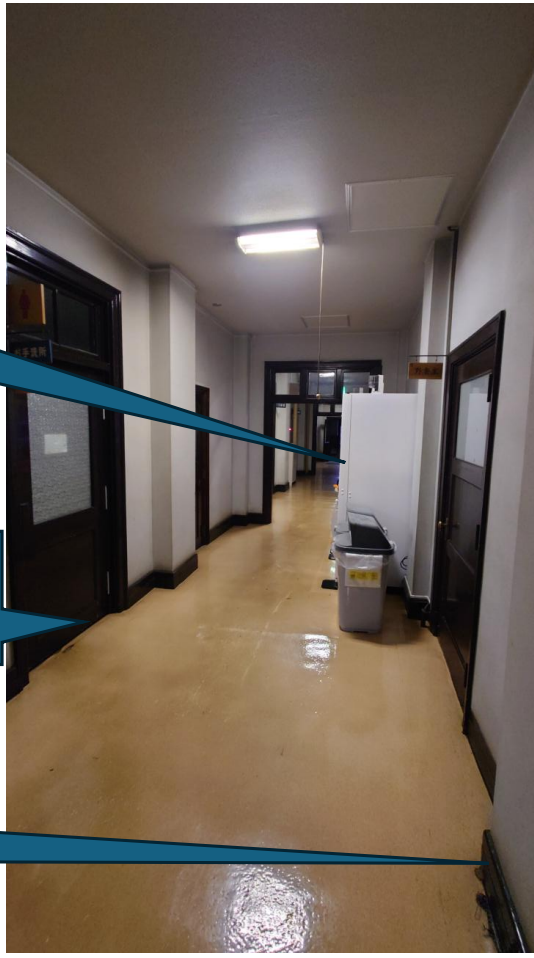
基準①
巾木

基準①
旧天井

基準⑤
自動販売機

基準②
建具

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電灯

基準②
壁

基準②
床



基準⑤
電灯・空調・
内線機器

基準④
現天井

基準②
壁

基準①
巾木

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具





基準④
現天井

基準①
巾木

基準②
壁

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具



基準①
旧天井

基準①
受付カウンター

基準②
建具

基準②
床

基準②
壁

基準③
玄関ドア

基準③
玄関灯



基準③
ガラス

基準①
鉄格子

基準①
旧天井

基準②
建具

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床



基準①
旧天井

基準⑤
電気設備

基準①
個室

基準④
現天井



基準①
壁

基準②
建具

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準②
床



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準①
巾木

基準①
旧天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁



基準④
現天井

基準②
建具

基準①
巾木

基準②
床

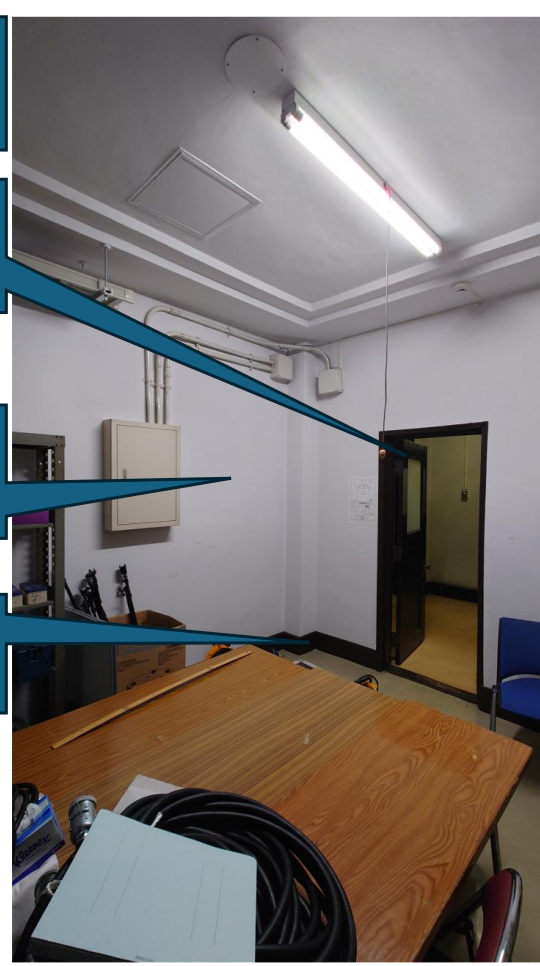
基準④
北側内壁

基準①
旧天井

基準②
建具

基準②
壁

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準④
南側内壁

基準②
床



基準①
旧天井

基準②
壁

基準②
建具



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準①
巾木

基準②
床

基準①
旧天井

基準⑤
電気・機械設備

基準④
建具



基準④
現天井

基準④
壁

基準④
床

基準①
旧天井

基準②
建具

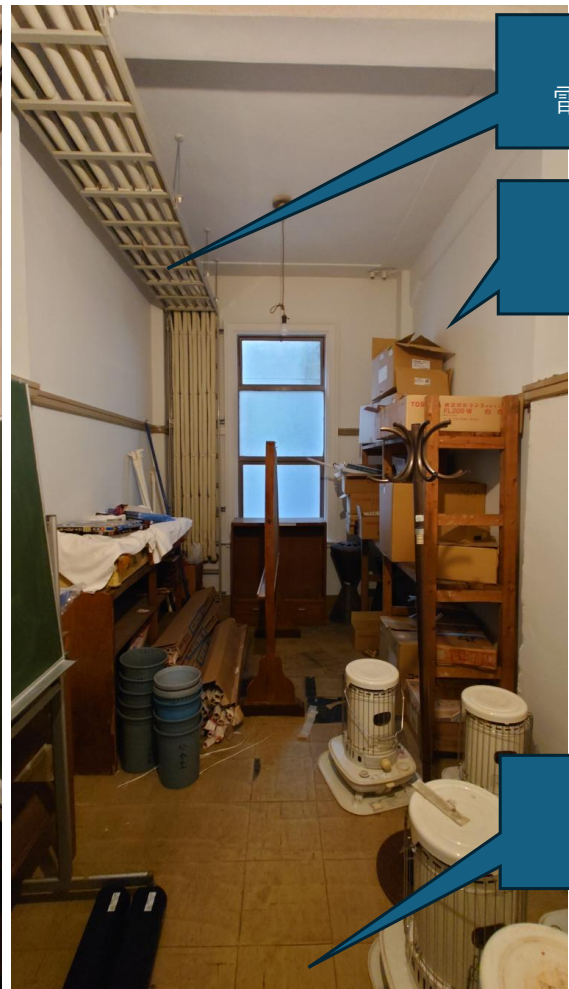
基準①
巾木



基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床



基準④
現天井

基準①
旧天井

基準②
建具

基準①
巾木



基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床

基準①
旧天井

基準①
巾木



基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
建具

基準②
床





基準②
建具

基準①
旧天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床

基準①
巾木



基準①
旧天井

基準⑤
電気設備

基準①
巾木

基準④
現天井

基準②
建具

基準②
壁

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準②
壁

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準④
北側内壁

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準④
南側内壁

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準①
巾木



基準⑤
電気設備

基準④
現天井

基準②
壁

基準②
床

基準④
現天井

基準①
旧天井

基準②
壁

基準①
カウンター

基準⑤
電気設備

基準③
玄関ドア



基準②
床

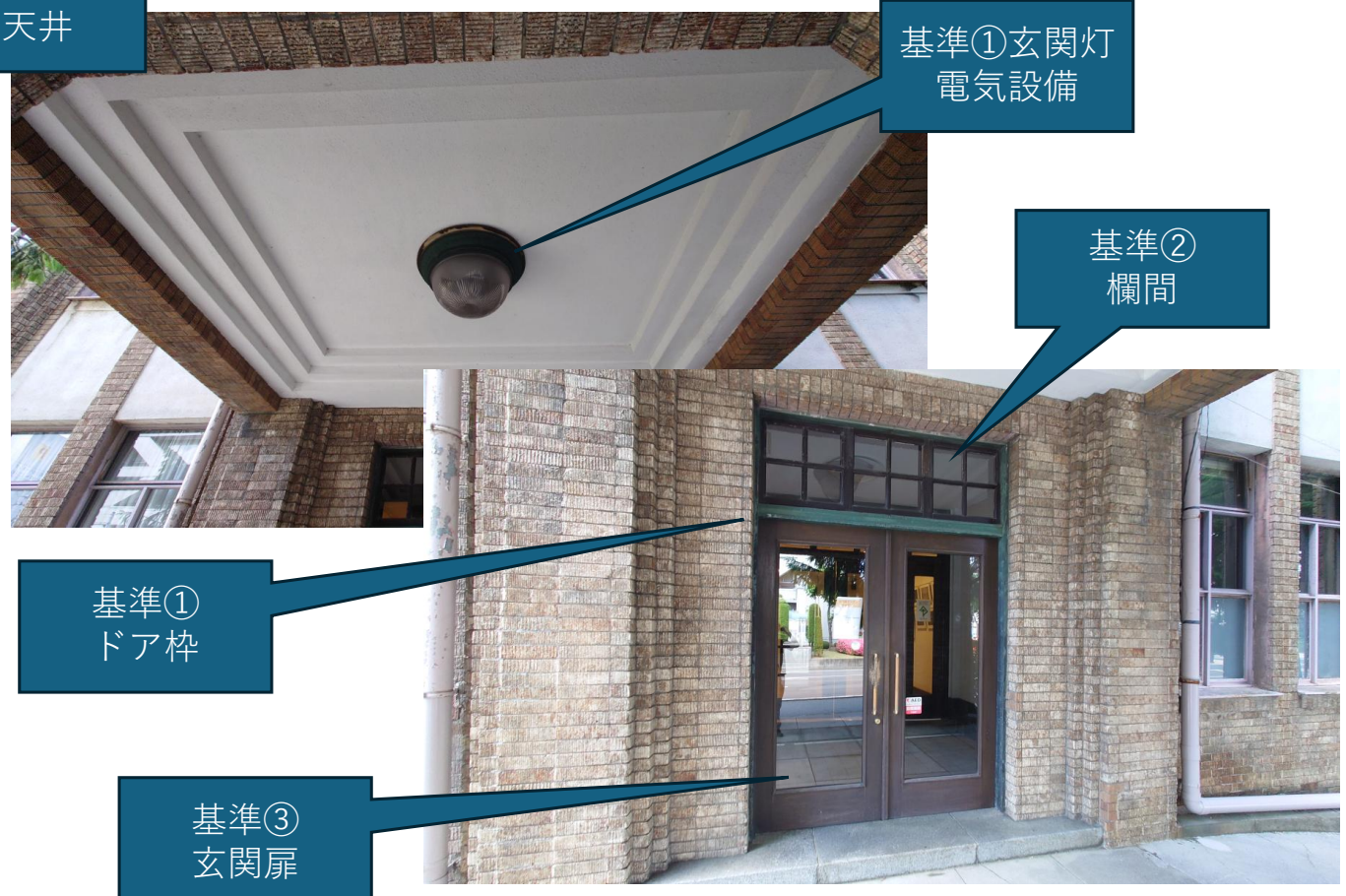
基準①
巾木

基準②
建具

基準①
旧天井

基準①玄関灯
電気設備

基準②
欄間



基準①
ドア枠

基準③
玄関扉

基準①
旧天井

基準④
現天井

基準⑤
電気・機械設備



基準⑤
床

基準⑤
壁

基準⑤
建具





基準①
旧天井

基準②
建具

基準②
壁

基準②
床

基準⑤
電気設備



基準①
巾木



基準①
旧天井

基準①
電灯

基準②
壁

基準③
建具



基準①
巾木

基準②
床



基準①
旧天井

基準②
壁

基準②
電気設備

基準③
建具

基準①
巾木

基準②
床



基準①
旧天井

基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準②
建具

基準②
壁

基準④
北西側内壁

基準②
床

基準①
巾木

基準①
旧天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準①
巾木



基準④
現天井

基準②
建具

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準①
巾木



基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床

基準①
旧天井



基準⑤
電気設備

基準④
現天井

基準②
壁

基準②
建具

基準①
巾木

基準②
床

基準①
旧天井



基準⑤
電気設備

基準④
現天井

基準②
壁

基準②
建具

基準①
巾木

基準②
床

基準①
旧天井

基準②
建具

基準①
巾木

基準④
現天井

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床



基準①
旧天井

基準②
建具

基準①
巾木

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準②
床



基準①
旧天井

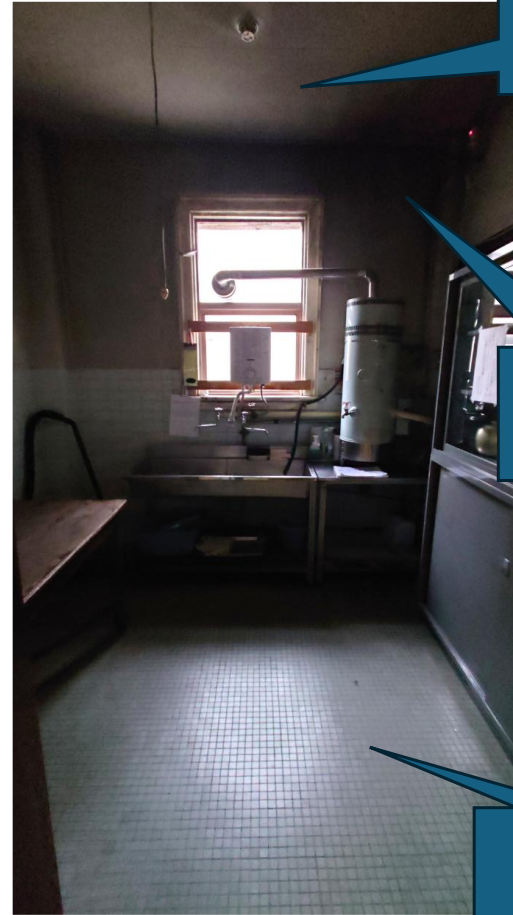
基準⑤
電気設備



基準②
建具

基準④
現天井

基準②
壁



基準②
床

基準①
旧天井

基準②
個室

基準⑤
電気・機械設備

基準④
現天井



基準②
壁

基準②
床

基準②
建具

基準①
旧天井

基準④
個室

基準④
現天井

基準⑤
電気・機械設備



基準②
壁

基準②
建具

基準②
床

基準②
建具

基準①
旧天井



基準②
壁

基準②
床

基準①
巾木

基準①
旧天井

基準④
仮設壁

基準④
現天井

基準②
建具

基準⑤
電気設備

基準②
壁

基準①
巾木

基準②
床



基準②
電気設備

基準②
壁

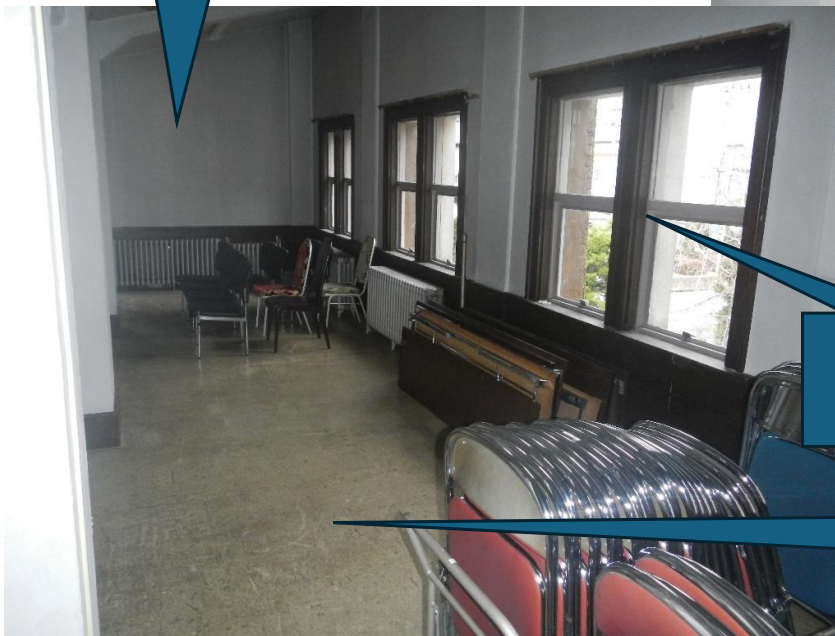
基準④
仮設壁

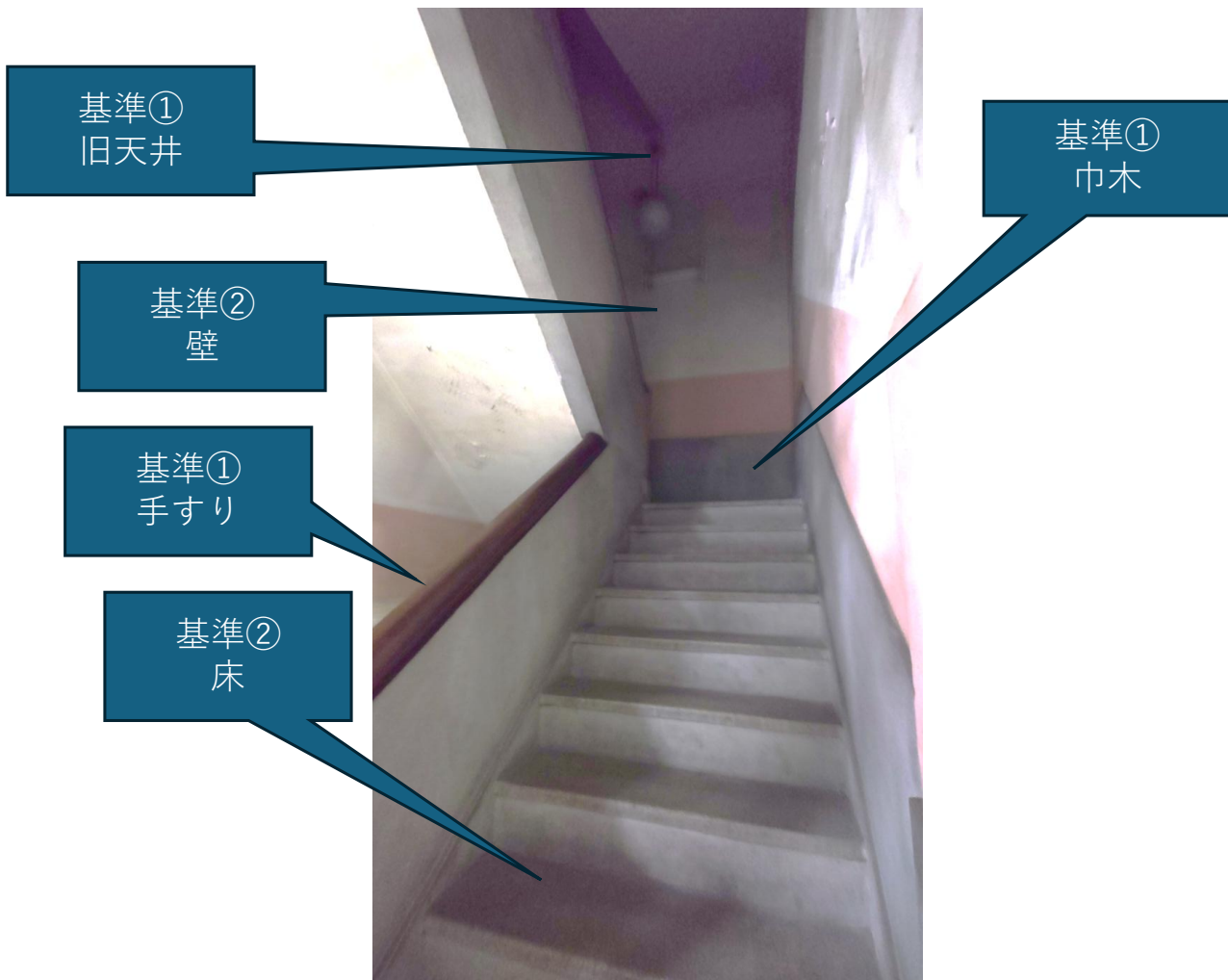
基準③
建具

基準①
巾木

基準①
旧天井

基準②
床







基準①
旧天井

基準⑤
電気設備



基準②
壁

基準③
玄関ドア

基準①
巾木

基準②
床



基準①
旧天井

基準②
壁

基準②
建具

基準①
巾木

基準②
床

基準①
旧天井



基準②
壁

基準②
建具

基準③
玄関ドア

基準②
床

基準①
巾木

基準②
壁



基準①
旧天井

基準②
床

基準②
建具

基準①
巾木

基準①
旧天井

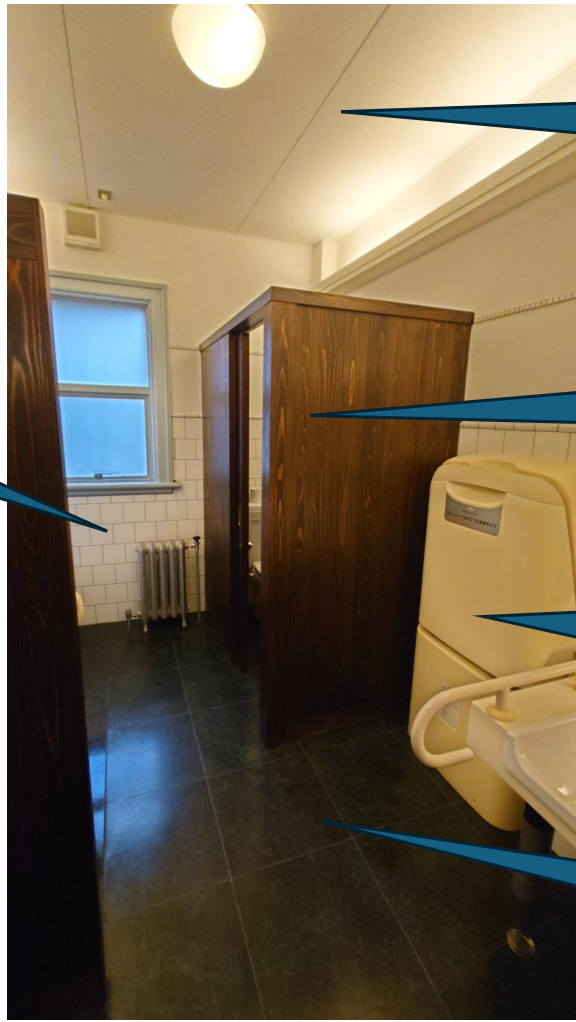
基準④
現天井

基準②
壁

基準④
個室

基準②
建具

基準⑤
電気・機械設備



基準②
床

基準⑤
電気・舞台設備

基準①
舞台脇レリーフ

基準①
壁レリーフ

基準④
現天井



基準④
壁

基準③
舞台前半部

基準④
入口ドア

基準④
固定座席

基準①
巾木

基準②
床



基準①
座席床面



基準④
映写室内壁

基準④
固定座席

基準④
内壁



基準①
2階席手摺

基準③
階段床面

基準①
階段手摺



基準④
現天井

基準①
舞台脇レリーフ

基準⑤
電気・舞台設備

基準⑤
舞台上ぶどう棚



基準①
舞台壁

基準①
巾木

基準④
舞台前半部

基準②
舞台床

基準①
旧天井

基準②
壁



基準④
建具

基準④
玄関ドア

基準④
床

基準④
巾木

基準④
天井

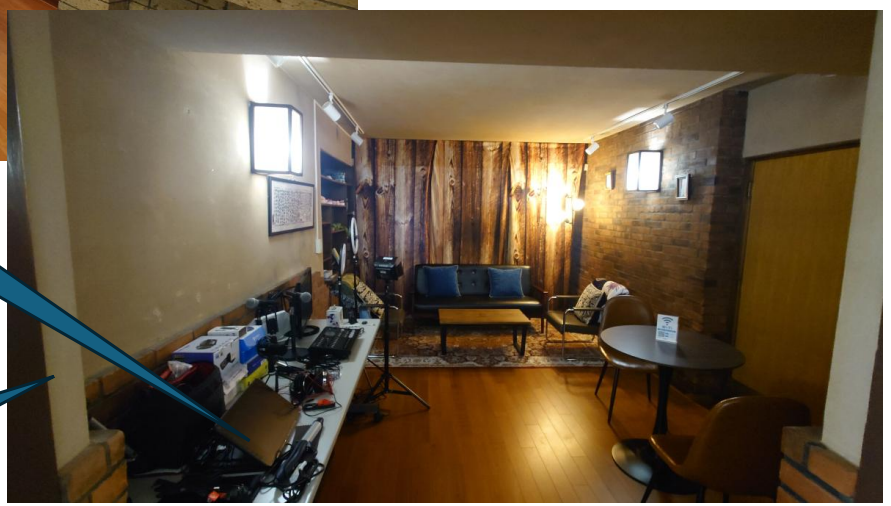
基準②
マンツルピース

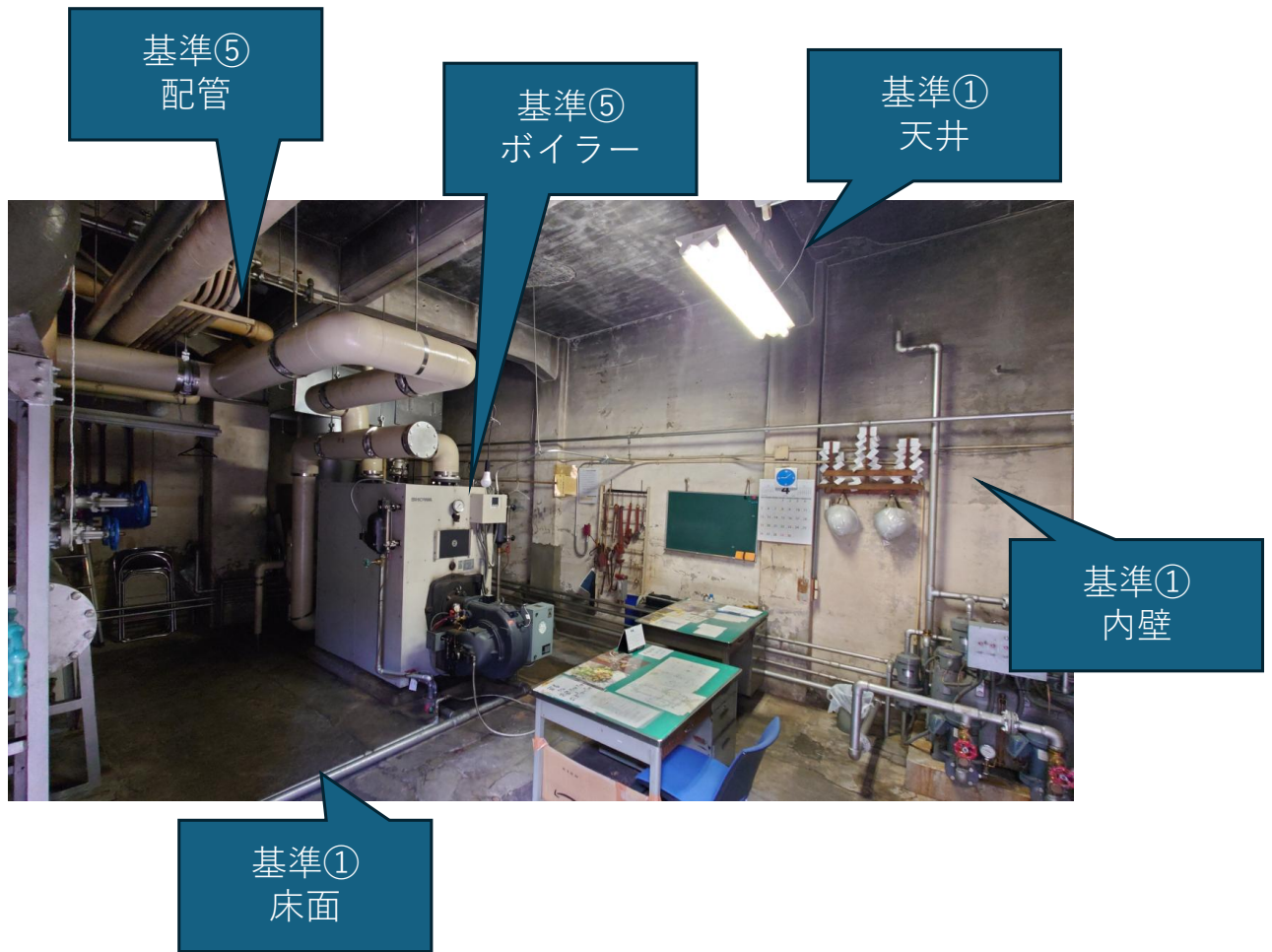


基準④
内壁

基準④
床面

基準④
内壁







基準⑤
機械類

基準①
擁壁部分

基準①
外壁



基準④
地面

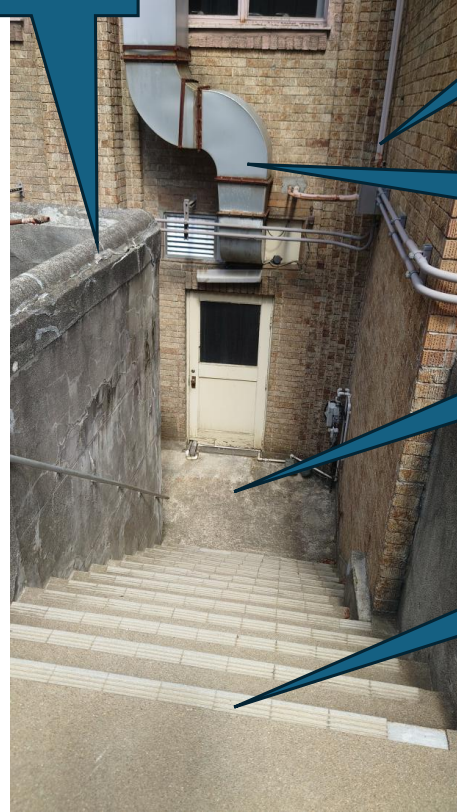
基準①
擁壁部分

基準①
外壁

基準⑤
ダクト

基準④
地面

基準④
階段



■付録 用語、関連人物、関連建築解説

① 岩手県公会堂の建築様式

ここでは、岩手県公会堂に関連した建築様式について解説する。

【ゴシック建築】公会堂の建築様式



写真：文化遺産オンライン

- ・ ゴシック建築は、尖ったアーチ（尖頭アーチ）、飛び梁（フライング・バットレス）、肋骨穹窿（リブ・ヴォールト）などの工学的要素3点が特徴とされる建築様式である。この3つの技法が前時代の壁面中心のロマネスク建築の構造体を骨組み構造による高い空間に変え、壁面も窓として解放された。
- ・ 12世紀中頃のフランスに始まり、13世紀に諸外国に伝播し、フランスのノートルダム大聖堂、ドイツのケルン大聖堂が有名。なお、18～19世紀には復興運動であるネオゴシックが広まった。
- ・ 写真は名古屋カテドラル聖ペトロ聖パウロ大聖堂である。

【アール・デコ様式】公会堂の内装に見られる様式



写真：文化遺産オンライン

- ・ アール・デコラティブ（装飾美術）の略称で、1925年にパリで開かれた「現代装飾美術・産業美術国際展」を特色づける装飾のスタイルを指して言う。
- ・ 直前に流行したアール・ヌーヴォーの過剰な曲線的装飾とは異なり、基本形態の反復、同心円、ジグザグなど幾何学への好みが顕著にみられる。
- ・ 特に、ニューヨークの高層ビルに取り入れられたものは特徴的であり、クライスラー・ビルディング、エンパイア・ステート・ビルディング、ロックフェラーセンターが有名である。
- ・ 日本では、朝香宮邸として建築され、現在は重要文化財に指定されている東京都庭園美術館（写真）が有名である。

【ルネッサンス様式】設計者佐藤功一が用いたその他の様式



写真：文化遺産オンライン

- ・ 15～16世紀のイタリアを中心として広がった建築様式
- ・ イタリアではゴシック建築の否定と古代建築の形式及び構造の復興・再編、あるいは古代的形式原理とロマネスク建築の伝統の再統合として起こったとされる。
- ・ 古代ローマ建築の構造を特徴づける古典的オーダー、半円アーチ、ドーム集中式プランの復活等により確立した。
- ・ 日本では京都府庁舎旧本館（写真）、日本銀行などが著名であり、佐藤功一の作品としては群馬県庁舎・群馬会館、滋賀県庁舎（以上、解説④参照）が知られている。

② 岩手県公会堂に関わった人たち（建設編）

ここでは、岩手県公会堂の建設に携わった関係者について解説する。

【佐藤功一】岩手県公会堂の設計者



写真：竣工 90 周年記念写真集岩手県公会堂

- ・ 生没年：明治 11 年生～昭和 16 年没
- ・ 栃木県生まれ。明治 36 年東京帝国大学工科大学建築学科を卒業し、三重県技師、宮内省内匠寮御用掛を経て、明治 43 年に早稲田大学理工科講師に就任し、同 44 年に教授、建築科主任となる。大正 6 年には柳田國男と共に古民家保存を目的とする「白茅会」を設立した。
- ・ 代表作として津田塾大学、神田神社本殿、旧栃木県庁舎等がある（その他の代表作は解説④参照）

【牛塚虎太郎】計画時の知事



写真：岩手県議会 100 年の歩み

- ・ 生没年：明治 12 年生～昭和 41 年没
- ・ 富山県生まれ。明治 38 年に東京帝国大学法科大学政治科を卒業し、通信省書記官兼商船学校教授、地方海員審判所審判官、内閣統計局長を歴任。大正 11 年から同 13 年まで岩手県知事（官選知事）を務める。その後、群馬県知事・宮城県知事を経て東京府知事を務め、昭和 8 年に東京市長、ついで昭和 17 年に衆議院議員（昭和 20 年まで）となった。

【長内庄七】計画時の岩手県議会議長



写真：岩手県議会史第二巻

- ・ 長内村（現久慈市）出身。九戸郡選挙区から明治 30 年 7 月に県議会議員に初当選。以後、昭和 2 年まで県議会議員。明治 44 年から大正 4 年まで県議会副議長を務め、大正 11 年 9 月から翌 9 月までの 1 年間県議会議長を務めた。
- ・ 議長在任中に岩手県公会堂建設に向けて働きかけを行った。

【北田親氏】計画時の盛岡市長



写真：盛岡市政 100 周年記念誌

- ・ 生没年：万延元年～昭和 11 年没
- ・ 陸奥国岩手郡盛岡に生まれる。巡査から警部を経て盛岡警察署長、岩手県勸業課長、下閉伊郡長を歴任した。明治 39 年に盛岡市長に就任した。翌年 11 月に退任するが、明治 43 年に復帰した。在任中は中津川の護岸工事に着手し、明治 43 年の大洪水で流された橋の復旧に取り組んだほか、原敬の支援により、県立図書館を設立した。
- ・ 2 度目の市長は昭和 3 年までの 18 年にも及び、市長在任通算 20 年にわたって主に学校整備と土木工事に事績を残し、近代市政の基礎をつくったと言える。

③ 岩手県公会堂に関わった人たち（文化・芸術編）

ここでは、岩手県公会堂を舞台に活躍した芸術分野の関係者や、岩手県公会堂にゆかりのある関係者を解説する

【深澤紅子】岩手県公会堂に岩手美術研究所を設立



写真提供：深澤紅子野の花美術館

- ・ 生没年：明治 36 年生～平成 5 年没
- ・ 四戸慈文・キヌ夫妻の一人娘として盛岡に生まれ、小学校から絵画に頭角を現し、盛岡高等女学校、女子美術学校日本画科に進学。のち油絵科岡田三郎助門下に転じ、卒業後同郷の画家深沢省三と結婚。
- ・ 大正 14 年二科展に「花」「台の上の花」が女性でただ一人入選。安井曾太郎、有島生馬らが二科会を脱会して、一水会を創立するのに加わり、昭和 16 年「スカーフの女」で一水会賞受賞。
- ・ 昭和 22 年に岩手県公会堂地下室に岩手美術研究所を設立し、深澤夫妻や彫刻家の舟越保武が指導を行った。

【照井栄三】岩手県公会堂で声楽を披露



写真提供：盛岡市先人記念館

- ・ 生没年：4 明治 21 年生～昭和 20 年没
- ・ 盛岡市江差小路生まれ。盛岡高等小学校(現：下橋中学校)を卒業し、盛岡郵便局に勤務の後、明治 40 年に渡米、大正 8 年に渡仏。2 年間バリトン歌手の元で声楽を学び帰国後は自由で透明度の高いフランス歌曲を紹介。照井の声は徐々に洗練されデリケートな表現を持つに至る。
- ・ そのころほとんど行われていなかった現代詩の朗読をラジオの電波上で行い、その普及に努めた。
- ・ 竣工数日後に行われたレストラン公会堂多賀開店記念の「音楽大演奏会」にも出演している。

【新渡戸稲造】岩手県公会堂で講演



写真提供：盛岡市先人記念館

- ・ 生没年：文久 2 年生～昭和 8 年没
- ・ 盛岡藩士新渡戸十次郎の 3 男として盛岡に生まれる。札幌農学校在学中にキリスト教の洗礼を受け、卒業後にアメリカ、ドイツへ留学し農学、経済学などを学ぶ。
- ・ 日本の伝統的な道德教育についての考えを『BUSHIDO(ぶしどう) THE SOUL OF JAPAN』としてまとめて出版。のちに京都帝国大学や東京帝国大学で教鞭を取り、第一高等学校校長、東京女子大学学長などを歴任、国際連盟の設立時にはその深い学識と高潔な人格のため事務次長に推され、スイスに渡り連盟の発展に寄与している。
- ・ 昭和 2 年に岩手県公会堂で女性のための講演をした記録が残る。(本計画 11 頁参照)

④ 佐藤功一の建築

ここでは、岩手県公会堂を設計した佐藤功一が手掛けた全国の建築物について解説する。

【日比谷公会堂】東京都指定有形文化財



写真：市政会館及び日比谷公会堂保存活用計画

- ・ 安田財閥当主であった安田善次郎から後藤新平（奥州市出身）に贈られた寄付を基に、寄付の条件とされた公会堂付設の市政会館建設を計画。建築家8名（うち1名は盛岡出身の葛西萬治）の懸賞競技の結果、佐藤功一の案を基礎として設計され、昭和4年に竣工した。
- ・ 建物は、日比谷公園の東南隅に所在し、研究所・図書館・事務所棟と公会堂からなる複合建築で、2,000席を超える席数を持つ公会堂は、様々なコンサートや講演などが催されていた。

【早稲田大学大隈記念講堂】重要文化財



写真：早稲田大学大隈記念講堂保存再生工事報告書

- ・ 早稲田大学創立者である大隈重信への記念事業として計画され、同大建築学科の佐藤功一教授と佐藤武夫助教授が設計し、内藤多仲教授が構造を担当して昭和2年10月15日に竣工した。
- ・ 早稲田大学のシンボリック存在であり、ロマネスク様式を基調としてゴシック様式を加味した我が国近代の折衷主義建築の優品として、高い価値がある。
- ・ 大講堂は1,123席、地下1階の小講堂は301席の規模を誇っており、佐藤功一の代表作である。

【群馬県庁舎・群馬会館】登録有形文化財



- ・ 群馬県庁舎は、昭和3年に建設され、1階外壁を擬石タイル張り、2・3階をスクラッチタイル張りとした昭和初期の典型的な洋風建造物である。
- ・ 近くに建つ群馬会館は、天皇即位の大典を記念して、昭和5年に建設された群馬県内初の公会堂建築で、全体を重厚なルネッサンス様式としている。昭和58年の国体の際に、建設当初の外観を残した内部改修が行われ、現在も公会堂として広く利用されている。

【滋賀県庁舎】登録有形文化財



写真提供：滋賀県文化財保護課

- ・ 総工費200万円で昭和12年より改築に着手、同14年5月に竣工した。
- ・ 口字形建物の正面に両翼を設けた鉄筋コンクリート造の庁舎である。正面中央と両端にコリント風の大オーダーを並べ、中央に二段構成の塔屋をあげ、重厚な車寄を構える。内部は知事室や議場などに優美な内装を保つ。威厳と格調を備えた戦前最後期の大建築で、ルネッサンス様式の格調高い庁舎である。

⑤ 盛岡の近代建築

ここでは、岩手県公会堂の周辺で、同時代に建てられた近代建築について解説する。

【旧岩手県知公舎洋館】登録有形文化財



写真：いわての文化情報大事典

- ・ 明治 42 年に岩手県知事公舎（現在の県民会館に位置）の洋館の応接部として建てられ、昭和 46 年に金ケ崎町に払い下げされ、平成 7 年に金ケ崎町に移築された。
- ・ 玄関奥にホールを設け、応接室や控室を配している。木造平屋建て、寄せ棟造り葺きで、外壁は下見板張りとしている。応接室の天井は中心飾りから放射状に天井板を張るなど、知事公舎にふさわしい意匠を備えた擬洋風建築である。
- ・ 岩手県公会堂の構造図面も、建物北側を「官舎側」（戦前は官選知事であったため）と表現している。

【旧盛岡天主堂】登録有形文化財



写真：文化遺産オンライン

- ・ 大正元年に本町通（現在の四ツ家カトリック教会の位置）に建てられる。昭和 53 年に盛岡大学附属高等学校敷地内に移築。
- ・ 切妻造鉄板葺で正面にスレート葺鐘楼を戴く。三廊式で、正面に玄関、背面に半円形平面の祭壇を付す。身廊は柱頭飾付き円柱を並べた上にアーチを架け、ヴォールト天井を張る。ロマネスクを基調とした繊細な意匠の木造の天主堂である。

【岩手医科大学 1・2 号館】



写真：策定者撮影

- ・ 岩手医科大学 1 号館は大正 15 年に建築された旧岩手病院診療棟である。また北隣の 2 号館（写真左奥側）は、昭和 7 年に建築された旧附属病院である。
- ・ 不燃性に配慮して建てられた 1 号館は、鉄筋コンクリート造 3 階建（4 階部分は後年の増築）、2 号館は鉄筋コンクリート造 5 階建て、設計を担当したのは葛西萬司である。岩手医科大学のシンボルとして現在も親しまれている。

【旧盛岡貯蓄銀行（現盛岡信用金庫本店）】重要景観建造物



写真：策定者撮影

- ・ 葛西萬司が主宰した葛西建築事務所により設計され、岩手県公会堂と同じく昭和 2 年竣工だが、12 月 17 日竣工と半年遅い。
- ・ 建物の主体構造は、鉄筋コンクリート造で、主要部は 2 階建、一部に中 2 階、中 3 階、の小室を有し、屋上階は鉄骨造で建物前面の重要な意匠を兼ねる。
- ・ 1 階から 2 階まで立ち上がる 6 本の太い円柱、花崗岩に施した石彫りのパターン、内部のステンドグラスなどが重厚感を与え、昭和初期のモダニズムを表現している。

■引用参考文献

本文中で引用あるいは参考とした文献について下記に示す。

なお、これ以外の新聞等については、個別に注釈で引用箇所を示した。また、解説の画像には直接引用元を記している。

【岩手県公会堂に関するもの】

◀刊行物（出版社の明示がないものは自費出版を含む）▶

有限会社岩手県公会堂多賀 昭和 52 年『花都 岩手県公会堂多賀 50 年誌』

佐々木一郎 昭和 62 年『岩手の美術と共に歩んで』

日本建築家協会（JIA）東北支部岩手地域会 平成 14 年『岩手県公会堂を考える』

岩手県公会堂 80 周年記念事業実行委員会 平成 20 年『岩手県公会堂 80 周年記念誌』

井原麗奈 2014 年「線前期の行幸啓からみる岩手県公会堂の公共性—北海道・岩手県・福岡県における現地調査報告②—」『神戸女学院大学論集』61-2、31-49 頁

岩手県公会堂指定管理者希望橋グループ 平成 30 年『岩手県公会堂 竣工 90 周年記念誌』

岩手県公会堂指定管理者希望橋グループ 平成 31 年『竣工 90 周年記念写真集 岩手県公会堂』

◀未刊行▶

岩手縣 昭和 2 年『御慶事記念岩手県公会堂一覽』

建設省建築研究所 昭和 48 年『受託試験研究報告書 岩手県公会堂建物の構造及び材料に関する調査』

社団法人東北建設協会 平成 2 年『岩手県公会堂建物調査報告書』

山添建築設計事務所 平成 10 年『岩手県公会堂耐震診断報告書』

岩手県 平成 13 年『岩手県公会堂調査報告書』

岩手県公会堂懇談会 平成 14 年『岩手県公会堂の今後の在り方について〈提言〉』

株式会社佐藤総合計画東北オフィス 令和 6 年『岩手県公会堂大ホール目的ホール化基本設計・調査等業務 調査結果報告書』

【解説に関するもの】

◀建築様式関係▶

上智学院 1996～2009 年『新カトリック大事典』研究社

小学館 1994 年『日本大百科全書』

◀関連人物関係▶

岩手県議会事務局 昭和 36 年『岩手県議会史 第二巻』

岩手県議会事務局 昭和 53 年『岩手県議会 100 年の歩み』

盛岡市 平成元年『盛岡市制 100 周年記念誌 古都盛岡・21 世紀への躍進』

盛岡市先人記念館ホームページ「新渡戸稲造」令和 8 年 6 月 1 日閲覧

盛岡市ホームページ「照井栄三」令和8年6月1日閲覧

≪建築関係≫

社団法人岩手県建築士会 平成13年『岩手の歴史的〈建築〉ハンドブック』

岩手日報出版部 平成15年『いわて未来への遺産 近代化遺構を歩く 明治～昭和初期』

岩手日報社

早稲田大学創造理工学部建築学科中川武研究室 2008年 『早稲田大学大隈記念講堂 保存再生工事報告書』早稲田大学

特定非営利活動法人いわてNPOフォーラム21 平成25年『もりおか歴史的建築物まち並み探訪ガイドブック』

学校法人盛岡大学 令和6年「国登録有形文化財旧盛岡天主堂（パンフレット）」

公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所 東京都建設局 令和7年「東京都指定有形文化財（建造物）市政会館及び日比谷公会堂保存活用計画」